

国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案新旧対照条文

○ 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（非常勤職員に対する退職手当）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 前項第二号に掲げる者については、法第四条中「十一年以上二十五年未満の期間勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分の規定並びに法第五条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに二十五年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分の規定は、適用しないものとする。」</p> <p>（俸給月額）</p> <p>第一条の三 法の規定による退職手当の計算の基礎となる俸給月額は、職員が休職、停職、減給その他の理由によりその俸給（これに相当する給与を含む。以下同じ。）の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの理由がないと仮定した場合においてその者が受けるべき俸給月額とする。</p> <p>（法第四条第一項に規定するその者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者）</p>	<p>（非常勤職員に対する退職手当）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 前項第二号に掲げる者については、法第四条中「二十五年以上勤続した者の退職に係る部分並びに二十年以上二十五年未満の期間勤続した者の通勤による負傷若しくは病氣（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分の規定並びに法第五条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに二十五年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分の規定は、適用しないものとする。」</p> <p>（俸給月額）</p> <p>第一条の三 法の規定による退職手当の計算の基礎となる俸給月額は、職員が退職の日において休職、停職、減給その他の理由によりその俸給（これに相当する給与を含む。以下同じ。）の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの理由がないと仮定した場合においてその者が受けるべき俸給月額とする。</p> <p>（長期勤続後の退職等の場合の退職手当）</p>

第三条 法第四条第一項に規定するその者の事情によらないで引き続き勤続することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 十一年以上二十五年未満の期間勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者

二 二十五年未満の期間勤続し、定員の減少若しくは組織の改廃（次条第一項に規定する定員の減少及び組織の改廃を除く。）又は勤務していた官署若しくは事務所の移転により退職した者

三 裁判官で二十五年未満の期間勤続し、日本国憲法第八十条に定める任期を終えて退職し、又は任期の終了に伴う裁判官の配置等の事務の都合により任期の終了前一年内に退職したもの

四 十一年以上二十五年未満の期間勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者

（定員の減少又は組織の改廃のため過員又は廃職を生ずることにより退職した者等）

第四条 法第五条第一項に規定する定員の減少若しくは組織の改廃のため過員若しくは廃職を生ずることにより退職した者で政令で定めるものは、法律による定員の減少若しくは組織の改廃（特定独立行政法人及び日本郵政公社にあつては、これらに準ずるもの）又は国の一般会計若しくは特別会計の歳出予算の基礎とされる定員の減少により過員又は廃職を生ずることにより退職した者として各省各庁の長等が総務大臣の承認を得たものとする。

第三条 法第四条第一項に規定するその者の事情によらないで引き続き勤続することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 二十年以上二十五年未満の期間勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者

二 定員の減少若しくは組織の改廃（次条第一項に規定する定員の減少及び組織の改廃を除く。）又は勤務していた官署若しくは事務所の移転により退職した者

三 裁判官で日本国憲法第八十条に定める任期を終えて退職し、又は任期の終了に伴う裁判官の配置等の事務の都合により任期の終了前一年内に退職したもの（次条第二項第二号に掲げる者を除く。）

四 二十一年以上二十五年未満の期間勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者

（整理退職等の場合の退職手当）

第四条 法第五条第一項に規定する定員の減少若しくは組織の改廃のため過員若しくは廃職を生ずることにより退職した者は、法律による定員の減少若しくは組織の改廃（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）及び日本郵政公社にあつては、これらに準ずるもの）又は国の一般会計若しくは特別会計の歳出予算の基礎とされる定員の減少により過員又は廃職を生ずることにより退職した者であつて各省各庁の長等（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定す

2 法第五条第一項に規定するその者の事情によらないで引き続き勤続することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 (略)

二 二十五年以上勤続し、定員の減少若しくは組織の改廃(前項に規定する定員の減少及び組織の改廃を除く。)又は勤務していた官署若しくは事務所の移転により退職した者

三 裁判官で二十五年以上勤続し、日本国憲法第八十条に定める任期を終えて退職し、又は任期の終了に伴う裁判官の配置等の事務の都合により任期の終了前一年内に退職したもの

四 (略)

(基礎在職期間)

第五条の二 法第五条の二第二項第七号に規定する政令で定める在職期間

る各省各庁の長、特定独立行政法人の長及び日本郵政公社の総裁をいう。以下同じ。)が総務大臣の承認を得たものとする。

2 法第五条第一項に規定するその者の事情によらないで引き続き勤続することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 (略)

二 裁判官で二十五年以上勤続し、日本国憲法第八十条に定める任期を終えて退職した者

三 (略)

3 法第五条第四項に規定する一般職の職員の基本給月額に準ずる額は、次に掲げる額とする。

一 自衛官 俸給、扶養手当及び営外手当の月額、これらに対する調整手当の月額並びに航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当及び特殊作戦隊員手当の月額の合計額

二 その他の職員で法第五条第四項に規定する一般職の職員以外のもの俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の月額又はこれらの給与に相当する給与の月額の合計額

は、次に掲げる在職期間とする。

- 一 第七条第三項（同条第四項の規定により任命権者の要請に応じ退職したこととみなされる場合を含む。）の規定を適用して職員としての在職期間を計算する場合における先の地方公務員としての引き続きいた在職期間及び同条第三項に規定する通算制度を有する一般地方独立行
政法人等に使用される者としての引き続きいた在職期間
- 二 第七条第五項又は第六項の規定を適用して職員としての在職期間を計算する場合における同条第五項に規定する特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間
- 三 第九条の三第一項又は第二項の規定を適用して職員としての在職期間を計算する場合における先の第七条第五項に規定する特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間及び同条第三項に規定する特定地方公務員又は第九条の三第一項に規定する特定地方公社職員としての引き続きいた在職期間
- 四 たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和五十九年法律第七十一号）附則第四条第二項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる日本たばこ産業株式会社の職員としての在職期間
- 五 日本電信電話株式会社及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和五十九年法律第八十七号）附則第四条第二項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる日本電信電話株式会社の職員としての在職期間

六 日本国有鉄道改革法等施行法（昭和六十一年法律第九十三号）附則第五條第一項又は第二項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七号）第十五條の規定により日本国有鉄道清算事業団となつた旧日本国有鉄道（以下「旧日本国有鉄道」という。）及び同項に規定する承継法人等の職員としての在職期間

七 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）附則第十四條の規定によりなおその効力を有することとされる日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三十六号）附則第三條第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる旧日本国有鉄道、同法附則第二條第一項の規定により解散した旧日本国有鉄道清算事業団（以下「旧日本国有鉄道清算事業団」という。）及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）附則第二條第一項の規定により解散した旧日本鉄道建設公団（以下「旧日本鉄道建設公団」という。）の職員としての在職期間

八 独立行政法人国立青年の家法（平成十一年法律第六十九号）附則第四條第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる独立行政法人国立青年の家の職員としての在職期間

九 独立行政法人国立少年自然の家法（平成十一年法律第七十号）附

則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる独立行政法人国立少年自然の家の職員としての在職期間

十 独立行政法人経済産業研究所法（平成十一年法律第二百号）附則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる独立行政法人経済産業研究所の職員としての在職期間

十一 貿易保険法の一部を改正する法律（平成十一年法律第二百二号）附則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる独立行政法人日本貿易保険の職員としての在職期間

十二 独立行政法人教員研修センター法（平成十二年法律第八十八号）附則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる独立行政法人教員研修センターの職員としての在職期間

十三 独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第六十六号）附則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる独立行政法人宇宙航空研究開発機構の職員としての在職期間

十四 独立行政法人労働政策研究・研修機構法（平成十四年法律第六十九号）附則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる独立行政法人労働政策研究・研修機構の職員としての在職期間

十五 独立行政法人原子力安全基盤機構法（平成十四年法律第百七十九号）附則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる独立行政法人原子力安全基盤機構の職員としての在職期間

十六 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）附則第八条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる独立行政法人医薬品医療機器総合機構の職員としての在職期間

十七 独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）附則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる独立行政法人日本学生支援機構の職員としての在職期間

十八 独立行政法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）附則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる独立行政法人海洋研究開発機構の職員としての在職期間

十九 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）附則第六条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる同法第二条第五項に規定する国立大学法人等の職員としての在職期間

二十 独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第百十三号）附則第五条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる独立行政法人国立高等専門学校機構の職員としての在職期間

立行政法人国立高等専門学校機構の職員としての在職期間

二十一 独立行政法人大学評価・学位授与機構法（平成十五年法律第一百四十四号）附則第五条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる独立行政法人大学評価・学位授与機構の職員としての在職期間

二十二 独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成十五年法律第一百五十五号）附則第五条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる独立行政法人国立大学財務・経営センターの職員としての在職期間

二十三 独立行政法人メディア教育開発センター法（平成十五年法律第百十六号）附則第五条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる独立行政法人メディア教育開発センターの職員としての在職期間

二十四 独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十三号）附則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる独立行政法人産業技術総合研究所の職員としての在職期間

二十五 独立行政法人医薬基盤研究所法（平成十六年法律第百三十五号）附則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる独立行政法人医薬基盤研究所の職員としての在職期間

(定年前早期退職者の範囲等)

第五条の三 法第五条の三に規定する政令で定める者は、次に掲げる者と
する。

一 第四条第二項第二号から第四号までに掲げる者

二 特定減額前俸給月額が一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十
五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。)の指定職俸給
表六号俸の額に相当する額以上である者

2 法第五条の三に規定する政令で定める一定の期間は、六月とする。

3 法第五条の三に規定する政令で定める年齢は、退職の日において定め
られているその者に係る定年から十年を減じた年齢とする。

4 法第五条の三の規定により読み替えて適用する法第五条第一項に規定
する政令で定める割合は、百分の二(退職日俸給月額が一般職給与法の
指定職俸給表四号俸の額に相当する額以上である場合には、百分の一)
とする。

5 法第五条の三の規定により読み替えて適用する法第五条の二第一項各
号に規定する政令で定める割合は、百分の二(特定減額前俸給月額が一
般職給与法の指定職俸給表四号俸の額に相当する額以上である場合には
、百分の一)とする。

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額の最高限度額を計算する
場合に退職日俸給月額に乘じる割合等)

第五条の四 法第六条の三の規定により読み替えて適用する法第六条に規
定する政令で定める割合は、前条第四項に規定する割合とする。

2 法第六条の三の規定により読み替えて適用する法第六条の二各号に規

(定年前早期退職者の範囲等)

第五条の二 法第五条の二に規定する政令で定める者は、第四条第二項第
二号及び第三号に掲げる者とする。

2 法第五条の二に規定する政令で定める一定の期間は、六月とする。

3 法第五条の二に規定する政令で定める年齢は、退職の日において定め
られているその者に係る定年から十年を減じた年齢とする。

4 法第五条の二に規定する政令で定める割合は、百分の二(同条に規定
する当該俸給月額が一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法
律第九十五号)の指定職俸給表四号俸の額に相当する額以上である場合
には、百分の一)とする。

定する政令で定める割合は、前条第五項に規定する割合とする。

(職員を休職させてその業務に従事させる法人その他の団体等)

第六条 法第六条の四第一項に規定する政令で定める法人その他の団体は、次に掲げる法人で、退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において、職員が国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第七十九条の規定により休職され、引き続きその法人に使用される者となつた場合におけるその者の在職期間の計算については、その法人に使用される者としての在職期間はなかつたものと定められているもの及びこれらに準ずる法人その他の団体で総務大臣の指定するものとする。

一〇十六 (略)

2 法第六条の四第一項に規定する政令で定める要件は、次の各号のいづれにも該当することとする。

一 退職した者が、その休職の期間中、次に定める法人に使用される者（常時勤務に服することを要しない者を除く。）として学術の調査、研究又は指導に従事していたこと。

イ 国立大学法人（国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。）、大学共同利用機関法人（同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）、公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。）及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。以下同じ。）その他の学校教育法（昭和二十二年

(法第七条第四項に規定する政令で定める法人その他の団体)

第六条 法第七条第四項に規定する政令で定める法人その他の団体は、次に掲げる法人で、退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において、職員が国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第七十九条の規定により休職され、引き続きその法人に使用される者となつた場合におけるその者の在職期間の計算については、その法人に使用される者としての在職期間はなかつたものと定められているもの及びこれらに準ずる法人その他の団体で総務大臣の指定するものとする。

一〇十六 (略)

法律第二十六号)第一条に規定する大学を設置する学校法人(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人をいう。)

ロ 特定独立行政法人以外の独立行政法人及び特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人で総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいい、放送大学学園を除く。)

ハ 退職した者の退職の期間中、イ又はロに該当していたもの(イ及びロに掲げるものを除く。)

二 前号に掲げるもののほか、同号の学術の調査、研究又は指導への従事が公務の能率的な運営に特に資するものとして総務大臣の定める要件に該当すること。

3 法第六条の四第一項に規定する政令で定める休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。

一 国家公務員法第百八条の六第一項ただし書若しくは特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)第七条第一項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等(次号及び第三号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等を除く。) 当該休職月等

二 育児休業(国会職員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百八号)第三条第一項の規定による育児休業、国家公務員の育児休業等

に関する法律（平成三年法律第九号）第三条第一項（同法第十三条及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。）の規定による育児休業及び裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律第一百一十号）第二条第一項の規定による育児休業をいう。以下同じ。）により現実に職務をとることを要しない期間（当該育児休業に係る子が一歳に達した日の属する月までの期間に限る。）のあつた休職月等 退職した者が属していた法第六条の四第一項各号に掲げる職員の区分（以下「職員の区分」という。）があつては職員の区分があつては職員の区分が同一の休職月等ごとそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の三分の一に相当する数（当該相当する数に一未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

三 第一号に規定する事由以外の事由により現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等（前号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等を除く。） 退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の二分の一に相当する数（当該相当する数に一未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

(基礎在職期間に特定基礎在職期間が含まれる者の取扱い)

第六条の二 退職した者の基礎在職期間に法第五条の二第二項第二号から第七号までに掲げる期間(以下「特定基礎在職期間」という。)が含まれる場合における法第六条の四第一項並びに前条及び次条の規定の適用については、その者は、総務大臣の定めるところにより、次の各号に掲げる特定基礎在職期間において当該各号に定める職員として在職していたものとみなす。

一 職員としての引き続きた在職期間(その者の基礎在職期間に含まれる期間に限る。)に連続する特定基礎在職期間 当該職員としての引き続きた在職期間の末日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員又は当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続きた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員

二 前号に掲げる特定基礎在職期間以外の特定基礎在職期間 当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続きた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員(当該従事していた職務が総務大臣の定めるものであつたときは、総務大臣の定める職務に従事する職員)

(職員の区分)

第六条の三 退職した者は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとにその者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める別表第一イ又はロの表の下欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応するこれらの表の上欄に

掲げる職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月においてこれらの表の下欄に掲げる二以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応するこれらの表の上欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。

(退職日俸給月額が一般職給与法の指定職俸給表八号俸の額に相当する額を超える者に類する者)

第六条の四 法第六条の四第四項第三号イに規定する政令で定める者は、別表第二の上欄に掲げるいずれかの期間（その者の基礎在職期間に含まれる期間に限る。）において同表の下欄に掲げる額を超える俸給月額を受けていた者とする。

(調整月額に順位を付す方法等)

第六条の五 第六条の三（第六条の二の規定により同条各号に定める職員として在職していたものとみなされる場合を含む。）後段の規定により退職した者が同一の月において二以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。

2 調整月額のうちその額が等しいものがある場合には、その者の基礎在職期間の末日の属する月に近い月に係るものを先順位とする。

(現実に職務をとることを要しない期間)

第六条の六 法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間には、裁判官弾劾法（昭和二十二年法律第三百三十七号）第三十九条の規定による職務の停止の期間及び檢察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）第二十四条の規定により欠位を待つ期間を含むものとする。

(在職期間の半減)

第六条の二 法第七条第四項に規定する現実に職務をとることを要しない期間には、裁判官弾劾法（昭和二十二年法律第三百三十七号）第三十九条の規定による職務の停止の期間及び檢察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）第二十四条の規定により欠位を待つ期間を含むものとする。

(一般職の職員の基本給月額に準ずる額)

第六条の七 法第六条の五第二項に規定する一般職の職員の基本給月額に準ずる額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 自衛官 俸給、扶養手当及び宮外手当の月額、これらに対する地域手当の月額並びに航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当及び特殊作戦隊員手当の月額の合計額

二 前号に掲げる職員以外の職員で一般職の職員以外のもの 俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額又はこれらの給与に相当する給与の月額の合計額

(地方公務員としての引き続きいた在職期間の計算)

第七条 法第七条第五項の場合において、地方公務員が退職により法の規定による退職手当に相当する給付の支給を受けているときは、当該給付の計算の基礎となつた在職期間(当該給付の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人の退職手当の支給の基準において明確に定められていない場合においては、当該給付の額を退職の日におけるその者の俸給月額で除して得た数に十二を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。))に相当する月数)は、その者の地方公務員としての引き続きいた在職期間には、含まないものとする。

(地方公務員としての引き続きいた在職期間の計算)

第七条 法第七条第五項の場合において、地方公務員が退職により法の規定による退職手当に相当する給付の支給を受けているときは、当該給付の計算の基礎となつた在職期間(当該給付の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の退職手当の支給の基準(同法第四十八条第二項又は第五十一条第二項に規定する基準をいう。以下同じ。))において明確に定められていない場合においては、当該給付の額を退職の日におけるその者の俸給月額で除して得た数に十二を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。))に相当する月数)は、その者の地方公務員としての引き続きいた在職期間には、含まないものとする。

256 (略)

(法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人)

第九条の二 (略)

一 (略)

二 (略)

三 (略)

四 旧日本鉄道建設公団(旧日本国有鉄道清算事業団を含む。)及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第三条第一項の規定により解散した旧運輸施設整備事業団(国内旅客船公団法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第七十三号)附則第二条の規定により特定船舶整備公団となつた旧国内旅客船公団、特定船舶整備公団法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第四百十九号)附則第二項の規定により船舶整備公団となつた旧特定船舶整備公団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十四条の規定による廃止前の運輸施設整備事業団法(平成九年法律第八十三号)附則第六条第一項の規定により解散した旧船舶整備公団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧鉄道整備基金、特定船舶製造業安定事業協会法の一部を改正する法律(平成元年法律第五十七号)による改正前の特定船舶製造業安定事業協会法(昭和五十三年法律第三百三号)第一条の特定船舶製造業安定事業協会並びに運輸施設整備事業団法の一部を改正する法律(平成十二年法律第四十七号)附則第三条第一項の規定により解散した旧造船業基盤整備事業協会を含む。)

256 (略)

(法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人)

第九条の二 (略)

一 (略)

二及び三 削除

四 (略)

五 (略)

六 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第八十号)附則第二条第一項の規定により解散した旧日本国有鉄道清算事業団(日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第三十六号)附則第二条第一項の規定により解散した旧日本国有鉄道清算事業団を含む。)及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第三条第一項の規定により解散した旧運輸施設整備事業団(国内旅客船公団法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第七十三号)附則第二条の規定により特定船舶整備公団となつた旧国内旅客船公団、特定船舶整備公団法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第四百十九号)附則第二項の規定により船舶整備公団となつた旧特定船舶整備公団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十四条の規定による廃止前の運輸施設整備事業団法(平成九年法律第八十三号)附則第六条第一項の規定により解散した旧船舶整備公団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧鉄道整備基金、特定船舶製造業安定事業協会法の一部を改正する法律(平成元年法律第五十七号)による改正前の特定船舶製造業安定事業協会法

十九 | 十八 | 十七 | 十六 | 十五 | 十四 | 十三 | 十二 | 十一 | 十 | 九 | 八 | 七 | 六 | 五 |
(略) (略)

二十五 | 二十四 | 二十三 | 二十二 | 二十一 | 二十 | 十九 | 十八 | 十七 | 十六 | 十五 | 十四 | 十三 | 十二 | 十一 | 十 | 九 | 八 | 七 |
(略) (削除) (略) (略) (略) (削除) (略) (略) (略) (略) (削除) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)

(昭和五十三年法律第百三号) 第一条の特定船舶製造業安定事業協会並びに運輸施設整備事業団法の一部を改正する法律(平成十二年法律第四十七号) 附則第三条第一項の規定により解散した旧造船業基盤整備事業協会を含む。)

三十一	(略)
三十	(略)
二十九	(略)
二十八	(略)
二十七	(略)
二十六	(略)
二十五	(略)
二十四	(略)
二十三	(略)
二十二	(略)
二十一	(略)
二十	(略)
三十二	(略)
三十三	(略)
三十四	(略)
三十五	(略)
三十六	独立行政法人労働政策研究・研修機構法附則第十条第一項の規

二十六	(略)
二十七	(略)
二十八	(略)
二十九	(略)
三十	(略)
三十一	(略)
三十二	(略)
三十三及び三十四	削除
三十五	(略)
三十六	削除
三十七	(略)
三十八	削除
三十九	削除
四十	(略)
四十一	削除
四十二	(略)
四十三	(略)
四十四から四十六まで	削除
四十七	(略)
四十八	(略)
四十九	(略)
五十	(略)
五十一	独立行政法人労働政策研究・研修機構法(平成十四年法律第百

定により解散した旧日本労働研究機構（日本労働協会法の一部を改正する法律（平成元年法律第三十九号）附則第二条の規定により日本労働研究機構となつた旧日本労働協会を含む。）

- 三十七 (略)
- 三十八 (略)
- 三十九 (略)
- 四十 (略)
- 四十一 (略)
- 四十二 独立行政法人宇宙航空研究開発機構法附則第十条第一項の規定により解散した旧宇宙開発事業団
- 四十三 (略)
- 四十四 (略)
- 四十五 (略)
- 四十六 (略)
- 四十七 (略)
- 四十八 (略)
- 四十九 (略)
- 五十 (略)
- 五十一 (略)
- 五十二 独立行政法人海洋研究開発機構法附則第十条第一項の規定により解散した旧海洋科学技術センター

六十九号）附則第十条第一項の規定により解散した旧日本労働研究機構（日本労働協会法の一部を改正する法律（平成元年法律第三十九号）附則第二条の規定により日本労働研究機構となつた旧日本労働協会を含む。）

- 五十二 削除
- 五十三 (略)
- 五十四 (略)
- 五十五 (略)
- 五十六 (略)
- 五十七 (略)
- 五十八 独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）附則第十条第一項の規定により解散した旧宇宙開発事業団
- 五十九 (略)
- 六十 (略)
- 六十一 (略)
- 六十二 (略)
- 六十三 (略)
- 六十四 (略)
- 六十五 (略)
- 六十六 (略)
- 六十七 (略)
- 六十八 独立行政法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）附則第十条第一項の規定により解散した旧海洋科学技術センター

五十三	(略)
五十四	(略)
五十五	(略)
五十六	独立行政法人日本学生支援機構法附則第十条第一項の規定により解散した旧日本育英会
五十七	(略)
五十八	(略)
五十九	(略)
六十	(略)
六十一	(略)
六十二	(略)
六十三	(略)
六十四	(略)
六十五	(略)
六十六	(略)
六十七	(略)
六十八	(略)

六十九	(略)
七十	(略)
七十一	(略)
七十二	独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)
	(附則第十条第一項の規定により解散した旧日本育英会)
七十三	(略)
七十四	(略)
七十五から七十七まで	削除
七十八	(略)
七十九から八十一まで	削除
八十二	(略)
八十三及び八十四	削除
八十五	(略)
八十六	(略)
八十七	(略)
八十八	削除
八十九	(略)
九十	(略)
九十一	(略)
九十二	(略)
九十三	(略)
九十四	削除
九十五	削除

六十九 (略)

七十 (略)

七十一 (略)

七十二 (略)

七十三 (略)

七十四 (略)

七十五 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法附則第十三条第一項の規定により解散した旧医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構（医薬品副作用被害救済基金法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第三十二号）による改正前の医薬品副作用被害救済基金法（昭和五十四年法律第五十五号）第一条の医薬品副作用被害救済基金及び薬事法及び医薬品副作用被害救済・研究振興基金法の一部を改正する法律（平成五年法律第二十七号）による改正前の医薬品副作用被害救済・研究振興基金法第一条の医薬品副作用被害救済・研究振興基金を含む。）

七十六 放送大学学園（放送大学学園法附則第三条第一項の規定により解散した旧放送大学学園を含む。）

七十七 (略)

九十六 (略)

九十七 (略)

九十八 削除

九十九 (略)

百 (略)

百一 削除

百二 (略)

百三 削除

百四 削除

百五 (略)

百六 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）附則第十三条第一項の規定により解散した旧医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構（医薬品副作用被害救済基金法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第三十二号）による改正前の医薬品副作用被害救済基金法（昭和五十四年法律第五十五号）第一条の医薬品副作用被害救済基金及び薬事法及び医薬品副作用被害救済・研究振興基金法の一部を改正する法律（平成五年法律第二十七号）による改正前の医薬品副作用被害救済・研究振興基金法第一条の医薬品副作用被害救済・研究振興基金を含む。）

百七 放送大学学園法（平成十四年法律第一百五十六号）第三条に規定する放送大学学園（同法附則第三条第一項の規定により解散した旧放送大学学園を含む。）

百八 (略)

百| 九十九| 九十八| 九十七| 九十六| 九十五| 九十四| 九十三| 九十二| 九十一| 九十| 八十九| 八十八| 八十七| 八十六| 八十五| 八十四| 八十三| 八十二| 八十一| 八十| 七十九| 七十八|
(略) (略)

百| 百三十一| 百三十| 百二十九| 百二十八| 百二十七| 百二十六| 百二十五| 百二十四| 百二十三| 百二十二| 百二十一| 百二十| 百十九| 百十八| 百十七| 百十六| 百十五| 百十四| 百十三| 百十二| 百十一| 百十| 百九|
(略) (略)

百一	(略)
百二	(略)
百三	(略)
百四	(略)
百五	(略)
百六	(略)
百七	(略)
百八	(略)
百九	(略)
百十	(略)
百十一	(略)
百十二	(略)
百十三	(略)
百十四	特定独立行政法人以外の独立行政法人
百十五	(略)
百十六	国立大学法人
百十七	大学共同利用機関法人
百十八	(略)
百十九	(略)

百三十二	(略)
百三十三	(略)
百三十四	(略)
百三十五	(略)
百三十六	削除
百三十七	(略)
百三十八	(略)
百三十九	(略)
百四十	(略)
百四十一	(略)
百四十二	(略)
百四十三	(略)
百四十四	(略)
百四十五	(略)
百四十六	特定独立行政法人以外の独立行政法人(独立行政法人通則法 第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)
百四十七	(略)
百四十八	国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。)
百四十九	大学共同利用機関法人(国立大学法人法第二条第三項に規定 する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。)
百五十	(略)
百五十一	(略)

百二十 (略)

百二十一 (略)

百二十二 (略)

百二十三 (略)

百二十四 (略)

百二十五 (略)

(法第七条の三第一項に規定する政令で定める法人)

第九条の四 (略)

一〇四 (略)

五 (略)

六 (略)

七 (略)

八 (略)

九 (略)

十 (略)

百五十二 (略)

百五十三 (略)

百五十四 (略)

百五十五 (略)

百五十六 (略)

百五十七 (略)

(法第七条の三第一項に規定する政令で定める法人)

第九条の四 (略)

一〇四 (略)

五 独立行政法人日本学生支援機構法附則第十条第一項の規定により解散した旧日本育英会

六 (略)

七 (略)

八 (略)

九 独立行政法人労働者健康福祉機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧労働福祉事業団

十 (略)

十一 (略)

十二 独立行政法人日本貿易振興機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本貿易振興会

十三 (略)

十四 独立行政法人水資源機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧水資源開発公団

十六 | 十五 | 十四 | 十三 | 十二 | 十一 |
(略) (略) (略) (略) (略) (略)

十七 |
(略)

十八 |
(略)

十五 | 十六 | 十七 | 十八 | 十九 | 二十 |
(略) (略) (略) (略) (略) (略)

二十一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本鉄道建設公団及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧運輸施設整備事業団

二十二 独立行政法人国際観光振興機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧国際観光振興会

二十三 (略)

二十四 独立行政法人日本学術振興会法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本学術振興会

二十五 独立行政法人宇宙航空研究開発機構法附則第十条第一項の規定により解散した旧独立行政法人航空宇宙技術研究所及び旧宇宙開発事業団

二十六 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法附則第二条第一項の規定により解散した旧心身障害者福祉協会

二十七 独立行政法人農業者年金基金法附則第四条第一項の規定により解散した旧農業者年金基金

二十八 (略)

二十九 情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律附則第二条

十九 (略)

二十 (略)

二十一 (略)
二十二 (略)

二十三 中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律附則第二条第一項の規定により解散した旧中小企業総合事業団及び中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定により解散した旧地域振興整備公団

第一項の規定により解散した旧情報処理振興事業協会

三十 (略)

三十一 独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律附則第五条第一項の規定により解散した旧海洋水産資源開発センター

三十二 独立行政法人海洋研究開発機構法附則第十条第一項の規定により解散した旧海洋科学技術センター

三十三 (略)

三十四 独立行政法人国際交流基金法附則第三条第一項の規定により解散した旧国際交流基金

三十五 石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律附則第五条第一項の規定により解散した旧金属鉱業事業団

三十六 (略)

三十七 (略)

三十八 独立行政法人自動車事故対策機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧自動車事故対策センター

三十九 削除

四十 独立行政法人国際協力機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧国際協力事業団

四十一 中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律附則第二条第一項の規定により解散した旧中小企業総合事業団及び同法附則第四条第一項の規定により解散した旧産業基盤整備基金並びに中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定により解散した旧地域振

二十四 (略)

興整備公団

四十二 (略)

四十三 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定により解散した旧海上災害防止センター

四十四 独立行政法人農畜産業振興機構法附則第三条第一項の規定により解散した旧農畜産業振興事業団及び同法附則第四条第一項の規定により解散した旧野菜供給安定基金

四十五 石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律附則第二条第一項の規定により解散した旧石油公団

四十六 放送大学学園法第三条に規定する放送大学学園（同法附則第三条第一項の規定により解散した旧放送大学学園を含む。）

四十七 (略)

四十八 (略)

四十九 独立行政法人福祉医療機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧社会福祉・医療事業団

五十 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第百八十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧空港周辺整備機構

五十一 独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第四条第一項の規定により解散した旧日本体育・学校健康センター

五十二 (略)

五十三 独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律附則第二条の規定により独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構と

二十五 (略)
二十六 (略)

二十七 (略)

二十八

(略)

二十九

(略)

なつた旧独立行政法人農業技術研究機構及び同法附則第四条第一項の規定により解散した旧生物系特定産業技術研究推進機構

五十四 削除

五十五 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法附則第三条第一項の規定により解散した旧日本障害者雇用促進協会

五十六 独立行政法人農林漁業信用基金法附則第三条第一項の規定により解散した旧農林漁業信用基金

五十七 独立行政法人環境再生保全機構法附則第三条第一項の規定により解散した旧公害健康被害補償予防協会及び同法附則第四条第一項の規定により解散した旧環境事業団

五十八 (略)

五十九 平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定により解散した旧平和祈念事業特別基金

六十 独立行政法人労働政策研究・研修機構法附則第十条第一項の規定により解散した旧日本労働研究機構

六十一 独立行政法人日本芸術文化振興会法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本芸術文化振興会

六十二 (略)

六十三 削除

六十四 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法附則第十三条第一項の規定により解散した旧医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構

六十五 独立行政法人科学技術振興機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧科学技術振興事業団

三十 (略)

三十一 (略)

三十二 (略)

三十三 (略)

三十四 (略)

三十五 (略)

三十六 (略)

三十七 (略)

三十八 (略)

三十九 平成十七年国立大学法人法改正法附則第五条第一項の規定により解散した旧国立大学法人富山医科薬科大学及び旧国立大学法人高岡短期大学

六十六 削除

六十七 (略)

六十八 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律(平成十四年法律第百六十四号)附則第二条第一項の規定により解散した旧勤労者退職金共済機構

六十九から七十一まで 削除

七十二 独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第三条第一項の規定により解散した旧雇用・能力開発機構

七十三 (略)

七十四 (略)

七十五 独立行政法人緑資源機構法附則第四条第一項の規定により解散した旧緑資源公団

七十六 (略)

七十七 独立行政法人都市再生機構法附則第四条第一項の規定により解散した旧都市基盤整備公団

七十八 (略)

七十九 (略)

八十 (略)

八十一 (略)

八十二 (略)

八十三 平成十七年国立大学法人法改正法附則第五条第一項の規定により解散した旧国立大学法人富山大学、旧国立大学法人富山医科薬科大学及び旧国立大学法人高岡短期大学

四十 (略)

(その者の非違により退職した者)

第九条の五 法第八条第二項第二号に規定する政令で定める者は、その者の非違により退職した者で、退職の日から起算して三月前までに当該非違を原因として国家公務員法第八十二条の規定による懲戒処分(懲戒非職の処分を除く。)又はこれに準ずる処分を受けたものとする。

(法第十条第一項に規定する政令で定める職員に準ずる者)

第九条の六 (略)

附則

1及び2 (略)

3 適用日の前日以前における次の各号に掲げる期間は、当該各号に規定する者の職員としての在職期間とみなす。この場合において、第三号から第六号までに規定する者が、当該各号に掲げる期間に係る者としての身分を失った際に、法の規定による退職手当に相当する給付の支給を受けているときは、当該給付の計算の基礎となつた在職期間の三分の二の期間は、その者の職員としての引き続きいた在職期間には、含まないものとする。

一及び二 (略)

三 先に職員として在職した者であつて、所属庁の承認又は勸奨を受け、引き続き外国政府又は日本政府若しくは外国政府と特殊の関係があつた法人で外国において日本たばこ産業株式会社法(昭和五十九年法律第六十九号)附則第十二条第一項の規定による解散前の日本専売公社、旧日本国有鉄道若しくは日本電信電話株式会社等に関する法律

八十四 (略)

(法第十条第一項に規定する政令で定める職員に準ずる者)

第九条の五 (略)

附則

1及び2 (略)

3 適用日の前日以前における次の各号に掲げる期間は、当該各号に規定する者の職員としての在職期間とみなす。この場合において、第三号から第六号までに規定する者が、当該各号に掲げる期間に係る者としての身分を失った際に、法の規定による退職手当に相当する給付の支給を受けているときは、当該給付の計算の基礎となつた在職期間の三分の二の期間は、その者の職員としての引き続きいた在職期間には、含まないものとする。

一及び二 (略)

三 先に職員として在職した者であつて、所属庁の承認又は勸奨を受け、引き続き外国政府又は日本政府若しくは外国政府と特殊の関係があつた法人で外国において日本たばこ産業株式会社法(昭和五十九年法律第六十九号)附則第十二条第一項の規定による解散前の日本専売公社、日本国有鉄道改革法(昭和六十一年法律第八十七号)附則第二

(昭和五十九年法律第八十五号) 附則第四条第一項の規定による解散前の日本電信電話公社の事業と同種の事業を行っていたもので総務大臣の指定するものの職員(以下「外国政府職員等」という。)となるため退職し、かつ、外国政府職員等としての身分を失った後に引き続き再び職員となつたものの当該外国政府職員等としての引き続きいた在職期間の三分の二の期間

四〇六 (略)

4〇13 (略)

14 法附則第十項に規定する政令で定める退職(以下「特殊退職」という。)は、職員が退職し、かつ、退職の日若しくはその翌日に再び職員となる場合又は職員が所属庁の要請を受けて地方公務員となるため退職し、かつ、退職の日若しくはその翌日に地方公務員となる場合における当該退職及び附則第三項第三号から第六号まで又は第四項各号(附則第八項において準用する場合を含む。)の退職(これらの退職のうち国家公務員退職手当法の一部を改正する法律(平成十七年法律第百十五号。以下「法律第百十五号」という。)による改正前の法第四条(二十五年以上勤続して退職した者のうちその者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。)又は第五条の規定による退職手当に準ずる退職手当に係る退職(以下「整理退職」という。)に該当する退職及び附則第八項において準用する附則第四項第一号の退職のうち地方公務員となるための退職(所属庁の要請を受けて地方公務員となる場合を除く

項の規定による廃止前の日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第一条の規定により設立された日本国有鉄道若しくは日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号) 附則第四条第一項の規定による解散前の日本電信電話公社の事業と同種の事業を行っていたもので総務大臣の指定するものの職員(以下「外国政府職員等」という。)となるため退職し、かつ、外国政府職員等としての身分を失った後に引き続き再び職員となつたものの当該外国政府職員等としての引き続きいた在職期間の三分の二の期間

四〇六 (略)

4〇13 (略)

14 法附則第十項に規定する政令で定める退職(以下「特殊退職」という。)は、職員が退職し、かつ、退職の日若しくはその翌日に再び職員となる場合又は職員が所属庁の要請を受けて地方公務員となるため退職し、かつ、退職の日若しくはその翌日に地方公務員となる場合における当該退職及び附則第三項第三号から第六号まで又は附則第四項各号(附則第八項において準用する場合を含む。)の退職(これらの退職のうち法第四条(二十五年以上勤続して退職した者のうちその者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。)又は第五条の規定による退職手当に準ずる退職手当に係る退職(以下「整理退職」という。)に該当する退職及び附則第八項において準用する附則第四項第一号の退職のうち地方公務員となるための退職(所属庁の要請を受けて地方公務員となる場合を除く。)並びに附則第六項の退職及び外地官署所属職員又は軍人軍属の身分の喪失とする。

。を除く。)並びに附則第六項の退職及び外地官署所属職員又は軍人軍属の身分の喪失とする。

15 (略)

16 法附則第十項に規定する政令で定めるところにより計算した額は、同項に規定する者の同項の規定による退職手当に係る退職の日における俸給月額に、第一号に掲げる割合から第二号に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額とする。

一 その者が法第二条の三から第六条の五まで、国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第六十四号)附則第三項、法律第三十号附則第五項から第八項まで、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第六十二号)附則第四項及び法律第百十五号附則第三条から第六条までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該俸給月額に対する割合

二 その者が特殊退職(職員として在職した後法の規定による退職手当に相当する給付の支給を受けて特定在職期間中においてした特殊退職に限る。以下同じ。)をした際に、その際支給を受けた法の規定による退職手当に相当する給付の額の計算の基礎となつた勤続期間(昭和二十一年六月三十日以前に当該給付の支給を受けている場合には、当該給付の額を当該特殊退職の日におけるその者の俸給月額で除して得た数に十二を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)に相当する月数)を法の規定により計算した勤続期間とみなした場合の法の規定による退職手当(附則第六項の規定の適

15 (略)

16 法附則第十項に規定する政令で定めるところにより計算した額は、同項に規定する者の同項の規定による退職手当に係る退職の日における俸給月額に、第一号に掲げる割合から第二号に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額とする。

一 その者が法第三条から第六条まで、国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第六十四号)附則第三項、附則第四項又は附則第六項及び法律第三十号附則第五項から附則第八項までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該俸給月額に対する割合

二 その者が特殊退職(職員として在職した後法の規定による退職手当に相当する給付の支給を受けて特定在職期間中においてした特殊退職に限る。以下同じ。)をした際に、その際支給を受けた法の規定による退職手当に相当する給付の額の計算の基礎となつた勤続期間(昭和二十一年六月三十日以前に当該給付の支給を受けている場合には、当該給付の額を当該特殊退職の日におけるその者の俸給月額で除して得た数に十二を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)に相当する月数)を法の規定により計算した勤続期間とみなした場合の法の規定による退職手当(附則第六項の規定の適

用を受ける職員及び外地官署所属職員のうち、整理退職に該当する特殊退職をした者については、法律第百十五号による改正前の法第四条第一項の規定による退職手当)の支給を受けたものとした場合における当該退職手当の額の当該特殊退職の日におけるその者の俸給月額に対する割合(特定在職期間中に特殊退職を二回以上した者については、それぞれの特殊退職に係る当該割合を合計した割合)

17
19

20 法附則第十一項に規定する退職手当の計算の基礎となる俸給月額は、その者の昭和二十年八月十五日において受けていた俸給の月額(その額が別表第三の上欄に掲げる額のいずれにも該当しない場合には、その額の直近上位の額)に対応する同表の下欄に掲げる新俸給月額とする。

21 (略)

22 法附則第二十四項ただし書に規定する政令で定める額は、第六条の七各号に規定する俸給の月額とする。

別表第一(第六条の三関係)

イ 平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

第一号	区分
一	平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間において適用されていた一般職給与法(他の法令)において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下「平成八年四月以後平成十八年三月以前の

用を受ける職員及び外地官署所属職員のうち、整理退職に該当する特殊退職をした者については、法第四条第一項の規定による退職手当)の支給を受けたものとした場合における当該退職手当の額の当該特殊退職の日におけるその者の俸給月額に対する割合(特定在職期間中に特殊退職を二回以上した者については、それぞれの特殊退職に係る当該割合を合計した割合)

17
19

20 法附則第十一項に規定する退職手当の計算の基礎となる俸給月額は、その者の昭和二十年八月十五日において受けていた俸給の月額(その額が別表上欄に掲げる額のいずれにも該当しない場合には、その額の直近上位の額)に対応する別表下欄に掲げる新俸給月額とする。

21 (略)

「一般職給与法」という。）の指定職俸給表の適用を受けていた者で同表九号俸の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの

二 平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間において適用されていた裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号。以下「平成八年四月以後平成十八年三月以前の裁判官報酬法」という。）別表の適用を受けていた者で同表判事の項二号の報酬月額以上の報酬月額を受けていたもの

三 平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間において適用されていた検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号。以下「平成八年四月以後平成十八年三月以前の検察官俸給法」という。）別表の適用を受けていた者で同表検事の項二号の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの

四 平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間において適用されていた特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号。以下「平成八年四月以後平成十八年三月以前の特別職給与法」という。）別表第一の適用を受けていた者で公害等調整委員会の常勤の委員の受ける俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの

五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の特別職給与

- 法別表第二大使の項の適用を受けていた者で同項二号
俸の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの
- 六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の特別職給与
法別表第二公使の項の適用を受けていた者で同項二号
俸の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの
- 七 平成八年四月一日から平成十三年一月五日までの間
において適用されていた防衛庁の職員の給与等に関す
る法律（昭和二十七年法律第二百六十六号。以下「平
成八年四月以後平成十三年一月以前の防衛庁給与法」
という。）の参事官等俸給表の適用を受けていた者で
同表の指定職の欄九号俸の俸給月額以上の俸給月額を
受けていたもの
- 八 平成十三年一月六日から平成十八年三月三十一日ま
での間において適用されていた防衛庁の職員の給与等
に関する法律（以下「平成十三年一月以後平成十八年
三月以前の防衛庁給与法」という。）の防衛参事官等
俸給表の適用を受けていた者で同表の指定職の欄九号
俸の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの
- 九 平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日まで
の間において適用されていた防衛庁の職員の給与等に
関する法律（以下「平成八年四月以後平成十八年三月
以前の防衛庁給与法」という。）の自衛官俸給表の適
用を受けていた者で同表の陸将、海将及び空将の欄九

	第二号 区分
<p>号俸の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの</p> <p>一〇 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの</p>	<p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の指定職俸給表の適用を受けていた者で同表四号俸から八号俸までの俸給月額を受けていたもの</p> <p>二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の裁判官報酬法別表判事の項の適用を受けていた者で同項三号から五号までの報酬月額を受けていたもの</p> <p>三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の裁判官報酬法別表簡易裁判所判事の項の適用を受けていた者で同項一号又は二号の報酬月額を受けていたもの</p> <p>四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の検察官俸給法別表検事の項の適用を受けていた者で同項三号から五号までの俸給月額を受けていたもの</p> <p>五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の特別職給与法別表第一の適用を受けていた者で公害等調整委員会の常勤の委員の受ける俸給月額に満たない俸給月額を受けていたもの</p> <p>六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の特別職給与法別表第二大使の項の適用を受けていた者で同項一号俸の俸給月額を受けていたもの</p>

七 平成八年四月以後平成十八年三月以前の特別職給与法別表第二公使の項の適用を受けていた者で同項一号俸の俸給月額を受けていたもの

八 平成八年四月以後平成十三年一月以前の防衛庁給与法の参事官等俸給表の適用を受けていた者で同表の指定職の欄四号俸から八号俸までの俸給月額を受けていたもの

九 平成十三年一月以後平成十八年三月以前の防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者で同表の指定職の欄四号俸から八号俸までの俸給月額を受けていたもの

一〇 平成八年四月以後平成十八年三月以前の防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者で同表の陸将、海将及び空将の欄四号俸から八号俸までの俸給月額を受けていたもの又は陸将補、海将補及び空将補の(一)欄四号俸から七号俸までの俸給月額を受けていたもの

一一 平成九年六月四日から平成十八年三月三十一日までの間において適用されていた一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号。他の法令において引用する場合を含む。以下「平成九年六月以後平成十八年三月以前の任期付研究員法」という。）第六条第一項の俸給表

	第三号 区分
<p>の適用を受けていた者で同表六号俸の俸給月額を受けていたもの</p> <p>一二 平成十二年十一月二十七日から平成十八年三月三十一日までの間において適用されていた一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号。他の法令において、引用し、又は準用する場合を含む。以下「平成十二年十一月以後平成十八年三月以前の任期付職員法」という。）第七条第一項の俸給表の適用を受けていた者で同表七号俸の俸給月額を受けていたもの</p> <p>一三 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの</p>	<p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の指定職俸給表の適用を受けていた者で同表一号俸から三号俸までの俸給月額を受けていたもの</p> <p>二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の裁判官報酬法別表判事の項の適用を受けていた者で同表六号から八号までの報酬月額を受けていたもの</p> <p>三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の裁判官報酬法別表簡易裁判所判事の項の適用を受けていた者で同項三号又は四号の報酬月額を受けていたもの</p> <p>四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の検察官俸給</p>

- 法別表検事の項の適用を受けていた者で同項六号から八号までの俸給月額を受けていたもの
- 五| 平成八年四月以後平成十八年三月以前の検察官俸給法別表副検事の項の適用を受けていた者で同項一号の俸給月額を受けていたもの
- 六| 平成八年四月以後平成十三年一月以前の防衛庁給与法の参事官等俸給表の適用を受けていた者で同表の指定職の欄一号俸から三号俸までの俸給月額を受けていたもの
- 七| 平成十三年一月以後平成十八年三月以前の防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者で同表の指定職の欄一号俸から三号俸までの俸給月額を受けていたもの
- 八| 平成八年四月以後平成十八年三月以前の防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者で同表の陸将、海将及び空将の欄一号俸から三号俸までの俸給月額を受けていたもの、陸将補、海将補及び空将補の(一)欄一号俸から三号俸までの俸給月額を受けていたもの又は陸将補、海将補及び空将補の(二)欄に掲げる俸給月額を受けていたものうち総務大臣の定めるもの
- 九| 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの

第四号 区分	
一	平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の行政職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が十一級であつたもの
二	平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の専門行政職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたもの
三	平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の税務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が十一級であつたもの
四	平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の公安職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が十一級であつたもの
五	平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の公安職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が十一級であつたもの
六	平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の海事職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたものうち総務大臣の定めるもの
七	平成八年四月一日から平成十六年十月二十七日までの間において適用されていた一般職給与法(他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下「平成八年四月以後平成十六年十月以前の

一般職給与法」という。)の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもののうち総務大臣の定めるもの

八 平成十六年十月二十八日から平成十八年三月三十一日までの間において適用されていた一般職給与法(他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下「平成十六年十月以後平成十八年三月以前の一般職給与法」という。)の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもののうち総務大臣の定めるもの

九 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の研究職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもののうち総務大臣の定めるもの

一〇 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の医療職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもののうち総務大臣の定めるもの

一一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の裁判官報酬法別表判事補の項の適用を受けていた者で同項一号又は二号の報酬月額を受けていたもの

一二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の裁判官報酬法別表簡易裁判所判事の項の適用を受けていた者で

- 同項五号から七号までの報酬月額を受けていたもの
- 一三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の検察官俸給法別表検事の項の適用を受けていた者で同項九号又は十号の俸給月額を受けていたもの
- 一四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の検察官俸給法別表副検事の項の適用を受けていた者で同項二号から四号までの俸給月額を受けていたもの
- 一五 平成十四年十二月一日から平成十八年三月三十一日までの間において適用されていた特別職の職員の給与に関する法律（以下「平成十四年十二月以後平成十八年三月以前の特別職給与法」という。）別表第三の適用を受けていた者で同表十号俸又は十一号俸の俸給月額を受けていたもの
- 一六 平成八年四月以後平成十三年一月以前の防衛庁給与法の参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったもの
- 一七 平成十三年一月以後平成十八年三月以前の防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったもの
- 一八 平成八年四月以後平成十八年三月以前の防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者で同表の陸将補、海将補及び空将補の(二)欄に掲げる俸給月額を受けていたもの(第三号区分の項第八号に掲げる者を除

	第五号 区分
<p>く。又は一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄に掲げる俸給月額を受けていたもの</p> <p>一九 平成九年六月以後平成十八年三月以前の任期付研究員法第六条第一項の俸給表の適用を受けていた者で同表五号俸の俸給月額を受けていたもの</p> <p>二〇 平成十二年十一月以後平成十八年三月以前の任期付職員法第七条第一項の俸給表の適用を受けていた者で同表六号俸の俸給月額を受けていたもの</p> <p>二一 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの</p>	<p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の行政職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が十級であつたもの</p> <p>二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の専門行政職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの</p> <p>三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の税務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が十級であつたもの</p> <p>四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の公安職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が十級であつたもの</p>

五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の公安職俸給表(□)の適用を受けていた者でその属する職務の級が十級であつたもの

六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の海事職俸給表(△)の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたもの(第四号区分の項第六号に掲げる者を除く。)

七 平成八年四月以後平成十六年十月以前の一般職給与法の教育職俸給表(▽)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの(第四号区分の項第七号に掲げる者を除く。)

八 平成十六年十月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の教育職俸給表(▽)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの(第四号区分の項第八号に掲げる者を除く。)

九 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の研究職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの(第四号区分の項第九号に掲げる者を除く。)

一〇 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の医療職俸給表(◇)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの(第四号区分の項第

- 一〇号に掲げる者を除く。)のうち総務大臣の定めるもの
- 一一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の裁判官報酬法別表判事補の項の適用を受けていた者で同項三号又は四号の報酬月額を受けていたもの
- 一二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の裁判官報酬法別表簡易裁判所判事の項の適用を受けていた者で同項八号又は九号の報酬月額を受けていたもの
- 一三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の検察官俸給法別表検事の項の適用を受けていた者で同項十一号又は十二号の俸給月額を受けていたもの
- 一四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の検察官俸給法別表副検事の項の適用を受けていた者で同項五号又は六号の俸給月額を受けていたもの
- 一五 平成十四年十二月以後平成十八年三月以前の特別職給与法別表第三の適用を受けていた者で同表九号俸の俸給月額を受けていたもの
- 一六 平成八年四月以後平成十三年一月以前の防衛庁給与法の参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの
- 一七 平成十三年一月以後平成十八年三月以前の防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの

	第六号 区分
<p>一八 平成八年四月以後平成十八年三月以前の防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者で同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(二)欄に掲げる俸給月額を受けていたもの</p> <p>一九 平成十二年十一月以後平成十八年三月以前の任期付職員法第七条第一項の俸給表の適用を受けていた者で同表五号俸の俸給月額を受けていたもの</p> <p>二〇 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの</p>	<p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の行政職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であったもの</p> <p>二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の専門行政職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったもの</p> <p>三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の税務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であったもの</p> <p>四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の公安職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であったもの</p> <p>五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与</p>

法の公安職俸給表(□)の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であつたもの

六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の海事職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたものうち総務大臣の定めるもの

七 平成八年四月以後平成十六年十月以前の一般職給与法の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの(第四号区分の項第七号及び第五号区分の項第七号に掲げる者を除く。)

八 平成十六年十月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの(第四号区分の項第八号及び第五号区分の項第八号に掲げる者を除く。)

九 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の研究職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの(第四号区分の項第九号及び第五号区分の項第九号に掲げる者を除く。)のうち総務大臣の定めるもの

一〇 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の医療職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの(第四号区分の項第一〇号及び第五号区分の項第一〇号に掲げる者を除く)

- 一〇
- 一一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の医療職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であつたもの
 - 一二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の医療職俸給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたもの
 - 一三 平成十二年一月一日から平成十八年三月三十一日までの間において適用されていた一般職給与法(他の法令において、準用し、又はその例による場合を含む。以下「平成十二年一月以後平成十八年三月以前の一一般職給与法」という。)の福祉職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの
 - 一四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の裁判官報酬法別表判事補の項の適用を受けていた者で同項五号又は六号の報酬月額を受けていたもの
 - 一五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の裁判官報酬法別表簡易裁判所判事の項の適用を受けていた者で同項十号又は十一号の報酬月額を受けていたもの
 - 一六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の検察官俸給法別表検事の項の適用を受けていた者で同項十三号又は十四号の俸給月額を受けていたもの
 - 一七 平成八年四月以後平成十八年三月以前の検察官俸

- 給法別表副検事の項の適用を受けていた者で同項七号又は八号の俸給月額を受けていたもの
- 一八 平成八年四月以後平成十八年三月以前の特別職給与法別表第三の適用を受けていた者で同表五号俸から八号俸までの俸給月額を受けていたもの
- 一九 平成八年四月以後平成十三年一月以前の防衛庁給与法の参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの
- 二〇 平成十三年一月以後平成十八年三月以前の防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの
- 二一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者で同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(三)欄に掲げる俸給月額を受けていたもの
- 二二 平成九年六月以後平成十八年三月以前の任期付研究員法第六条第一項の俸給表の適用を受けていた者で同表四号俸の俸給月額を受けていたもの
- 二三 平成十二年十一月以後平成十八年三月以前の任期付職員法第七条第一項の俸給表の適用を受けていた者で同表四号俸の俸給月額を受けていたもの
- 二四 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの

第七号 区分	
一	平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の行政職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であつたもの
二	平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の専門行政職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの
三	平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の税務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であつたもの
四	平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の公安職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であつたもの
五	平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の公安職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であつたもの
六	平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の海事職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの(第六号区分の項第六号に掲げる者を除く。)
七	平成八年四月以後平成十六年十月以前の一般職給与法の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたものうち総務大臣の定める職務の級が四級であつたもの

るもの

八 平成十六年十月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたものうち総務大臣の定めるもの

九 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の研究職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの(第四号区分の項第九号、第五号区分の項第九号及び第六号区分の項第九号に掲げる者を除く。)

一〇 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の医療職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの

一一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の医療職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級又は七級であつたもの

一二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の医療職俸給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの

一三 平成十二年一月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の福祉職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの

一四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の裁判官報

- 酬法別表判事補の項の適用を受けていた者で同項七号又は八号の報酬月額を受けていたもの
- 一五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の裁判官報酬法別表簡易裁判所判事の項の適用を受けていた者で同項十二号又は十三号の報酬月額を受けていたもの
- 一六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の検察官俸給法別表検事の項の適用を受けていた者で同項十五号又は十六号の俸給月額を受けていたもの
- 一七 平成八年四月以後平成十八年三月以前の検察官俸給法別表副検事の項の適用を受けていた者で同項九号又は十号の俸給月額を受けていたもの
- 一八 平成八年四月以後平成十八年三月以前の特別職給与法別表第三の適用を受けていた者で同表三号俸又は四号俸の俸給月額を受けていたもの
- 一九 平成八年四月以後平成十三年一月以前の防衛庁給与法の参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であったもの
- 二〇 平成十三年一月以後平成十八年三月以前の防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であったもの
- 二一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者でその属する階級が二等陸佐、二等海佐又は二等空佐であったもの

第八号	区分
<p>の</p> <p>二二 平成九年六月以後平成十八年三月以前の任期付研究員法第六条第一項の俸給表の適用を受けていた者で同表三号俸の俸給月額を受けていたもの</p> <p>二三 平成十二年十一月以後平成十八年三月以前の任期付職員法第七条第一項の俸給表の適用を受けていた者で同表三号俸の俸給月額を受けていたもの</p> <p>二四 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの</p>	<p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の行政職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたもの</p> <p>二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の行政職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたものうち総務大臣の定めるもの</p> <p>三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の専門行政職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたものうち総務大臣の定めるもの</p> <p>四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の税務職俸給表の適用を受けていた者でその属するもの</p>

職務の級が七級であつたもの

五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の公安職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたもの

六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の公安職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたもの

七 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の海事職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの

八 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の海事職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたものうち総務大臣の定めるもの

九 平成八年四月以後平成十六年十月以前の一般職給与法の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの(第七号区分の項第七号に掲げる者を除く。)

一〇 平成十六年十月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の教育職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの(第七号区分の項第八号に掲げる者を除く。)

一一 平成八年四月以後平成十六年十月以前の一般職給

与法の教育職俸給表(四)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたものうち総務大臣の定めるもの

一二 平成十六年十月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の教育職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたものうち総務大臣の定めるもの

一三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の研究職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの

一四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の医療職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたものうち総務大臣の定めるもの

一五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の医療職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたものうち総務大臣の定めるもの

一六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の医療職俸給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの

一七 平成十二年一月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の福祉職俸給表の適用を受けていた者でその属

する職務の級が四級であつたものうち総務大臣の定めるもの

一八 平成八年四月以後平成十八年三月以前の裁判官報酬法別表判事補の項の適用を受けていた者で同項九号の報酬月額を受けていたもの

一九 平成八年四月以後平成十八年三月以前の裁判官報酬法別表簡易裁判所判事の項の適用を受けていた者で同項十四号の報酬月額を受けていたもの

二〇 平成八年四月以後平成十八年三月以前の検察官俸給法別表検事の項の適用を受けていた者で同項十七号の俸給月額を受けていたもの

二一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の検察官俸給法別表副検事の項の適用を受けていた者で同項十一号の俸給月額を受けていたもの

二二 平成八年四月以後平成十三年一月以前の防衛庁給与法の参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたものうち総務大臣の定めるもの

二三 平成十三年一月以後平成十八年三月以前の防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたものうち総務大臣の定めるもの

二四 平成十六年十月二十八日から平成十八年三月三十

	第九号 区分
<p>一日までの間において適用されていた防衛庁の職員の給与等に関する法律（以下「平成十六年十月以後平成十八年三月以前の防衛庁給与法」という。）の自衛隊教官俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの</p> <p>二五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者でその属する階級が三等陸佐、三等海佐又は三等空佐であつたもの</p> <p>二六 平成九年六月以後平成十八年三月以前の任期付研究員法第六条第一項の俸給表の適用を受けていた者で同表二号俸の俸給月額を受けていたもの</p> <p>二七 平成十二年十一月以後平成十八年三月以前の任期付職員法第七条第一項の俸給表の適用を受けていた者で同表一号俸又は二号俸の俸給月額を受けていたもの</p> <p>二八 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの</p>	<p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の行政職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの</p> <p>二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の行政職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの</p>

- る職務の級が六級であつたもの（第八号区分の項第二号に掲げる者を除く。）
- 三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の専門行政職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの（第八号区分の項第三号に掲げる者を除く。）
- 四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の税務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの
- 五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の公安職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級若しくは五級であつたもののうち総務大臣の定めるもの又は六級であつたもの
- 六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の公安職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの
- 七 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の海事職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの
- 八 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の海事職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの（第八号区分の項第八号に掲げる者を除く。）

- 九 平成八年四月以後平成十六年十月以前の一般職給与法の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの
- 一〇 平成十六年十月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの
- 一一 平成八年四月以後平成十六年十月以前の一般職給与法の教育職俸給表(四)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの(第八号区分の項第一一号に掲げる者を除く。)
- 一二 平成十六年十月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の教育職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの(第八号区分の項第一二号に掲げる者を除く。)
- 一三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の研究職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの
- 一四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の医療職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの(第八号区分の項第一四号に掲げる者を除く。)
- 一五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の医療職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が

五級であつたもの（第八号区分の項第一五号に掲げる者を除く。）

一六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の医療職俸給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの

一七 平成十二年一月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の福祉職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの（第八号区分の項第一七号に掲げる者を除く。）

一八 平成八年四月以後平成十八年三月以前の裁判官報酬法別表判事補の項の適用を受けていた者で同項十号の報酬月額を受けていたもの

一九 平成八年四月以後平成十八年三月以前の裁判官報酬法別表簡易裁判所判事の項の適用を受けていた者で同項十五号の報酬月額を受けていたもの

二〇 平成八年四月以後平成十八年三月以前の検察官俸給法別表検事の項の適用を受けていた者で同項十八号の俸給月額を受けていたもの

二一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の検察官俸給法別表副検事の項の適用を受けていた者で同項十二号の俸給月額を受けていたもの

二二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の特別職給与法別表第三の適用を受けていた者で同表二号俸の俸

給月額を受けていたもの

二三 平成八年四月以後平成十三年一月以前の防衛庁給与法の参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であったもの（第八号区分の項第二二号に掲げる者を除く。）のうち総務大臣の定めるもの

二四 平成十三年一月以後平成十八年三月以前の防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であったもの（第八号区分の項第二二号に掲げる者を除く。）のうち総務大臣の定めるもの

二五 平成十六年十月以後平成十八年三月以前の防衛庁給与法の自衛隊教官俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であったもののうち総務大臣の定めるもの

二六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者でその属する階級が一等陸尉、一等海尉又は一等空尉であったもの

二七 平成九年六月以後平成十八年三月以前の任期付研究員法第六条第一項の俸給表の適用を受けていた者で同表一号俸の俸給月額を受けていたもの

二八 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の

第十号 区分	定めるもの
一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の行政職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級又は五級であったもの	一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の行政職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったものうち総務大臣の定めるもの又は四級若しくは五級であったもの
二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の行政職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったものうち総務大臣の定めるもの又は四級若しくは五級であったもの	三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の専門行政職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であったもの
四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の税務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級又は五級であったもの	四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の公安職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったものうち総務大臣の定めるもの又は四級若しくは五級であったもの(第九号区分の項第五号に掲げる者を除く。)
五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の公安職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級又は五級であったもの	六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の公安職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級又は五級であったもの

七 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の海事職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの

八 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の海事職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級又は五級であつたもの

九 平成八年四月以後平成十六年十月以前の一般職給与法の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもののうち総務大臣の定めるもの

一〇 平成十六年十月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたもののうち総務大臣の定めるもの

一一 平成八年四月以後平成十六年十月以前の一般職給与法の教育職俸給表(四)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもののうち総務大臣の定めるもの

一二 平成十六年十月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の教育職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもののうち総務大臣の定めるもの

一三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給

与法の研究職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたものうち総務大臣の定めるもの

一四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の医療職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたものうち総務大臣の定めるもの

一五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の医療職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたものうち総務大臣の定めるもの又は三級若しくは四級であつたもの

一六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の医療職俸給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたものうち総務大臣の定めるもの又は三級であつたもの

一七 平成十二年一月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の福祉職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級又は三級であつたもの

一八 平成八年四月以後平成十八年三月以前の裁判官報酬法別表事補の項の適用を受けていた者で同項十一号又は十二号の報酬月額を受けていたもの

一九 平成八年四月以後平成十八年三月以前の裁判官報酬法別表簡易裁判所判事の項の適用を受けていた者で

同項十六号又は十七号の報酬月額を受けていたもの

二〇 平成八年四月以後平成十八年三月以前の検察官俸給法別表検事の項の適用を受けていた者で同項十九号又は二十号の俸給月額を受けていたもの

二一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の検察官俸給法別表副検事の項の適用を受けていた者で同項十三号から十五号までの俸給月額を受けていたもの

二二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の特別職給与法別表第三の適用を受けていた者で同表一号俸の俸給月額を受けていたもの

二三 平成八年四月以後平成十三年一月以前の防衛庁給与法の参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたもの（第八号区分の項第二二号及び第九号区分の項第二三号に掲げる者を除く。）

二四 平成十三年一月以後平成十八年三月以前の防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたもの（第八号区分の項第二三号及び第九号区分の項第二四号に掲げる者を除く。）

二五 平成十六年十月以後平成十八年三月以前の防衛庁給与法の自衛隊教官俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたもの（第九号区分の

	<p>項第二五号に掲げる者を除く。)のうち総務大臣の定めるもの</p> <p>二六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者でその属する階級が二等陸尉、二等海尉若しくは二等空尉、三等陸尉、三等海尉若しくは三等空尉、准陸尉、准海尉若しくは准空尉、陸曹長、海曹長若しくは空曹長又は一等陸曹、一等海曹若しくは一等空曹であつたもの</p> <p>二七 平成九年六月以後平成十八年三月以前の任期付研究員法第六条第二項の俸給表の適用を受けていた者</p> <p>二八 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの</p>
<p>第十一号区分</p>	<p>第一号区分から第十号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者</p>

備考 総務大臣は、第一号区分の項第一〇号、第二号区分の項第一三号、第三号区分の項第九号、第四号区分の項第二一号、第五号区分の項第二〇号、第六号区分の項第二四号、第七号区分の項第二四号、第八号区分の項第二八号、第九号区分の項第二八号及び第十号区分の項第二八号の規定による総務大臣の定めをしようとするときは、農林水産大臣、特定独立行政法人又は日本郵政公社の意見を聴くものとする。

ロ 平成十八年四月一日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

第一号 区分	
一	平成十八年四月一日以後適用されている一般職給与法（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下「平成十八年四月以後の一般職給与法」という。）の指定職俸給表の適用を受けていた者で同表六号俸の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの
二	平成十八年四月一日以後適用されている裁判官の報酬等に関する法律（以下「平成十八年四月以後の裁判官報酬法」という。）別表の適用を受けていた者で同表判事の項二号の報酬月額以上の報酬月額を受けていたもの
三	平成十八年四月一日以後適用されている検察官の俸給等に関する法律（以下「平成十八年四月以後の検察官俸給法」という。）別表の適用を受けていた者で同表検事の項二号の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの
四	平成十八年四月一日以後適用されている特別職の職員の給与に関する法律（以下「平成十八年四月以後の特別職給与法」という。）別表第一の適用を受けてい

第二号 区分	
二	<p>た者で公害等調整委員会の常勤の委員の受ける俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの</p> <p>五 平成十八年四月以後の特別職給与法別表第二大使の項の適用を受けていた者で同項二号俸の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの</p> <p>六 平成十八年四月以後の特別職給与法別表第二公使の項の適用を受けていた者で同項二号俸の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの</p> <p>七 平成十八年四月一日以後適用されている防衛庁の職員_{の給与等に関する法律（以下「平成十八年四月以後の防衛庁給与法」という。）}の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者で同表の指定職の欄六号俸の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの</p> <p>八 平成十八年四月以後の防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者で同表の陸将、海将及び空将の欄六号俸の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの</p> <p>九 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの</p> <p>一 平成十八年四月以後の一般職給与法の指定職俸給表の適用を受けていた者で同表一号俸から五号俸までの俸給月額を受けていたもの</p> <p>二 平成十八年四月以後の裁判官報酬法別表判事の項の</p>

-
-
- 適用を受けていた者で同項三号から五号までの報酬月額を受けていたもの
 - 三 平成十八年四月以後の裁判官報酬法別表簡易裁判所判事の項の適用を受けていた者で同項一号又は二号の報酬月額を受けていたもの
 - 四 平成十八年四月以後の検察官俸給法別表検事の項の適用を受けていた者で同項三号から五号までの俸給月額を受けていたもの
 - 五 平成十八年四月以後の特別職給与法別表第一の適用を受けていた者で公害等調整委員会の常勤の委員の受ける俸給月額に満たない俸給月額を受けていたもの
 - 六 平成十八年四月以後の特別職給与法別表第二大使の項の適用を受けていた者で同項一号俸の俸給月額を受けていたもの
 - 七 平成十八年四月以後の特別職給与法別表第二公使の項の適用を受けていた者で同項一号俸の俸給月額を受けていたもの
 - 八 平成十八年四月以後の防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者で同表の指定職の欄一号俸から五号俸までの俸給月額を受けていたもの
 - 九 平成十八年四月以後の防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者で同表の陸将、海将及び空将の欄一号俸から五号俸までの俸給月額を受けていたもの
-

<p>第三号 区分</p>	<p>又は陸将補、海将補及び空将補の(一)欄に掲げる俸給月額を受けていたもの</p> <p>一〇 平成十八年四月一日以後適用されている一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(他の法令において引用する場合を含む。以下「平成十八年四月以後の任期付研究員法」という。)</p> <p>第六条第一項の俸給表の適用を受けていた者で同表六号俸の俸給月額を受けていたもの</p> <p>一一 平成十八年四月一日以後適用されている一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(他の法令において、引用し、又は準用する場合を含む。以下「平成十八年四月以後の任期付職員法」という。)</p> <p>第七条第一項の俸給表の適用を受けていた者で同表七号俸の俸給月額を受けていたもの</p> <p>一二 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの</p> <p>一 平成十八年四月以後の一般職給与法の行政職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が十級であつたもの</p> <p>二 平成十八年四月以後の一般職給与法の専門行政職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であつたもの</p>
-------------------	---

-
-
- 三 平成十八年四月以後の一般職給与法の税務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が十級であつたもの
- 四 平成十八年四月以後の一般職給与法の公安職俸給表
(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が十一級であつたもの
- 五 平成十八年四月以後の一般職給与法の公安職俸給表
(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が十級であつたもの
- 六 平成十八年四月以後の一般職給与法の教育職俸給表
(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの
- 七 平成十八年四月以後の一般職給与法の研究職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの
- 八 平成十八年四月以後の一般職給与法の医療職俸給表
(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの
- 九 平成十八年四月以後の裁判官報酬法別表判事の項の適用を受けていた者で同項六号から八号までの報酬月額を受けていたもの
- 一〇 平成十八年四月以後の裁判官報酬法別表簡易裁判所判事の項の適用を受けていた者で同項三号又は四号
-

第四号 区分	
一 平成十八年四月以後の一般職給与法の行政職俸給表 (一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級 であつたもの	の報酬月額を受けていたもの 一一 平成十八年四月以後の検察官俸給法別表検事の項 の適用を受けていた者で同項六号から八号までの俸給 月額を受けていたもの 一二 平成十八年四月以後の検察官俸給法別表副検事の 項の適用を受けていた者で同項一号又は二号の俸給月 額を受けていたもの 一三 平成十八年四月以後の特別職給与法別表第三の適 用を受けていた者で同表十二号俸の俸給月額を受けて いたもの 一四 平成十八年四月以後の防衛庁給与法の防衛参事官 等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級 が六級であつたもの 一五 平成十八年四月以後の防衛庁給与法の自衛官俸給 表の適用を受けていた者で同表の陸将補、海将補及び 空将補の(二)欄に掲げる俸給月額を受けていたもの うち総務大臣の定めるもの 一六 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の 定めるもの

-
-
- 二 平成十八年四月以後の一般職給与法の専門行政職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたもの
- 三 平成十八年四月以後の一般職給与法の税務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であつたもの
- 四 平成十八年四月以後の一般職給与法の公安職俸給表
(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が十級であつたもの
- 五 平成十八年四月以後の一般職給与法の公安職俸給表
(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であつたもの
- 六 平成十八年四月以後の一般職給与法の海事職俸給表
(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたもののうち総務大臣の定めるもの
- 七 平成十八年四月以後の一般職給与法の教育職俸給表
(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもののうち総務大臣の定めるもの
- 八 平成十八年四月以後の一般職給与法の研究職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもののうち総務大臣の定めるもの
- 九 平成十八年四月以後の一般職給与法の医療職俸給表
(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級
-

であつたものうち総務大臣の定めるもの

一〇 平成十八年四月以後の裁判官報酬法別表判事補の項の適用を受けていた者で同項一号又は二号の報酬月額を受けていたもの

一一 平成十八年四月以後の裁判官報酬法別表簡易裁判所判事の項の適用を受けていた者で同項五号から七号までの報酬月額を受けていたもの

一二 平成十八年四月以後の検察官俸給法別表検事の項の適用を受けていた者で同項九号又は十号の俸給月額を受けていたもの

一三 平成十八年四月以後の検察官俸給法別表副検事の項の適用を受けていた者で同項三号から五号までの俸給月額を受けていたもの

一四 平成十八年四月以後の特別職給与法別表第三の適用を受けていた者で同表十号俸又は十一号俸の俸給月額を受けていたもの

一五 平成十八年四月以後の防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの

一六 平成十八年四月以後の防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者で同表の陸将補、海将補及び空将補の(二)欄に掲げる俸給月額を受けていたもの(第三号区分の項第一五号に掲げる者を除く。)又は一等

	第五号 区分
<p>陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄に掲げる俸給月額を受けていたもの</p> <p>一七 平成十八年四月以後の任期付研究員法第六条第一項の俸給表の適用を受けていた者で同表五号俸の俸給月額を受けていたもの</p> <p>一八 平成十八年四月以後の任期付職員法第七条第一項の俸給表の適用を受けていた者で同表六号俸の俸給月額を受けていたもの</p> <p>一九 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの</p>	<p>一 平成十八年四月以後の一般職給与法の行政職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であつたもの</p> <p>二 平成十八年四月以後の一般職給与法の専門行政職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの</p> <p>三 平成十八年四月以後の一般職給与法の税務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であつたもの</p> <p>四 平成十八年四月以後の一般職給与法の公安職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であつたもの</p>

<p>五 平成十八年四月以後の一般職給与法の公安職俸給表 (二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であつたもの</p>	<p>六 平成十八年四月以後の一般職給与法の海事職俸給表 (一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたもの(第四号区分の項第六号に掲げる者を除く。)</p>	<p>七 平成十八年四月以後の一般職給与法の教育職俸給表 (一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの(第四号区分の項第七号に掲げる者を除く。)</p>	<p>八 平成十八年四月以後の一般職給与法の研究職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの(第四号区分の項第八号に掲げる者を除く。)</p>	<p>九 平成十八年四月以後の一般職給与法の医療職俸給表 (一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの(第四号区分の項第九号に掲げる者を除く。)</p>	<p>一〇 平成十八年四月以後の裁判官報酬法別表判事補の項の適用を受けていた者で同項三号又は四号の報酬月額を受けていたもの</p>	<p>一一 平成十八年四月以後の裁判官報酬法別表簡易裁判</p>
--	---	---	--	---	---	----------------------------------

-
-
- 所判事の項の適用を受けていた者で同項八号又は九号の報酬月額を受けていたもの
- 一二 平成十八年四月以後の検察官俸給法別表検事の項の適用を受けていた者で同項十一号又は十二号の俸給月額を受けていたもの
- 一三 平成十八年四月以後の検察官俸給法別表副検事の項の適用を受けていた者で同項六号又は七号の俸給月額を受けていたもの
- 一四 平成十八年四月以後の特別職給与法別表第三の適用を受けていた者で同表九号俸の俸給月額を受けていたもの
- 一五 平成十八年四月以後の防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの
- 一六 平成十八年四月以後の防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者で同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(二)欄に掲げる俸給月額を受けていたもの
- 一七 平成十八年四月以後の任期付職員法第七条第一項の俸給表の適用を受けていた者で同表五号俸の俸給月額を受けていたもの
- 一八 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの
-
-

第六号 区分	
一	平成十八年四月以後の一般職給与法の行政職俸給表 （一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級 であったもの
二	平成十八年四月以後の一般職給与法の専門行政職俸 給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五 級であったもの
三	平成十八年四月以後の一般職給与法の税務職俸給表 の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級で あったもの
四	平成十八年四月以後の一般職給与法の公安職俸給表 （一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級 であったもの
五	平成十八年四月以後の一般職給与法の公安職俸給表 （二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級 であったもの
六	平成十八年四月以後の一般職給与法の海事職俸給表 （一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級 であったもののうち総務大臣の定めるもの
七	平成十八年四月以後の一般職給与法の教育職俸給表 （一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級 であったもの（第四号区分の項第七号及び第五号区分 の項第七号に掲げる者を除く。）

八 平成十八年四月以後の一般職給与法の研究職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの（第四号区分の項第八号及び第五号区分の項第八号に掲げる者を除く。）のうち総務大臣の定めるもの

九 平成十八年四月以後の一般職給与法の医療職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの（第四号区分の項第九号及び第五号区分の項第九号に掲げる者を除く。）

一〇 平成十八年四月以後の一般職給与法の医療職俸給表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であつたもの

一一 平成十八年四月以後の一般職給与法の医療職俸給表（三）の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたもの

一二 平成十八年四月以後の一般職給与法の福祉職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの

一三 平成十八年四月以後の裁判官報酬法別表判事補の項の適用を受けていた者で同項五号又は六号の報酬月額を受けていたもの

一四 平成十八年四月以後の裁判官報酬法別表簡易裁判所判事の項の適用を受けていた者で同項十号又は十一

号の報酬月額を受けていたもの

一五 平成十八年四月以後の検察官俸給法別表検事の項の適用を受けていた者で同項十三号又は十四号の俸給月額を受けていたもの

一六 平成十八年四月以後の検察官俸給法別表副検事の項の適用を受けていた者で同項八号又は九号の俸給月額を受けていたもの

一七 平成十八年四月以後の特別職給与法別表第三の適用を受けていた者で同表五号俸から八号俸までの俸給月額を受けていたもの

一八 平成十八年四月以後の防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの

一九 平成十八年四月以後の防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者で同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(三)欄に掲げる俸給月額を受けていたもの

二〇 平成十八年四月以後の任期付研究員法第六条第一項の俸給表の適用を受けていた者で同表四号俸の俸給月額を受けていたもの

二一 平成十八年四月以後の任期付職員法第七条第一項の俸給表の適用を受けていた者で同表四号俸の俸給月額を受けていたもの

<p>二二 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの</p>	<p>第七号 区分</p> <p>一 平成十八年四月以後の一般職給与法の行政職俸給表 (一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの</p> <p>二 平成十八年四月以後の一般職給与法の専門行政職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの</p> <p>三 平成十八年四月以後の一般職給与法の税務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの</p> <p>四 平成十八年四月以後の一般職給与法の公安職俸給表 (一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたもの</p> <p>五 平成十八年四月以後の一般職給与法の公安職俸給表 (二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの</p> <p>六 平成十八年四月以後の一般職給与法の海事職俸給表 (一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの(第六号区分の項第六号に掲げる者を除く。)</p> <p>七 平成十八年四月以後の一般職給与法の教育職俸給表</p>
---------------------------------------	---

<p>(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたものうち総務大臣の定めるもの</p>
<p>八 平成十八年四月以後の一般職給与法の研究職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの(第四号区分の項第八号、第五号区分の項第八号及び第六号区分の項第八号に掲げる者を除く。)</p>
<p>九 平成十八年四月以後の一般職給与法の医療職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの</p>
<p>一〇 平成十八年四月以後の一般職給与法の医療職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級又は七級であつたもの</p>
<p>一一 平成十八年四月以後の一般職給与法の医療職俸給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの</p>
<p>一二 平成十八年四月以後の一般職給与法の福祉職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの</p>
<p>一三 平成十八年四月以後の裁判官報酬法別表判事補の項の適用を受けていた者で同項七号又は八号の報酬月額を受けていたもの</p>
<p>一四 平成十八年四月以後の裁判官報酬法別表簡易裁判</p>

-
-
- 所判事の項の適用を受けていた者で同項十二号又は十三号の報酬月額を受けていたもの
- 一五 平成十八年四月以後の検察官俸給法別表検事の項の適用を受けていた者で同項十五号又は十六号の俸給月額を受けていたもの
- 一六 平成十八年四月以後の検察官俸給法別表副検事の項の適用を受けていた者で同項十号又は十一号の俸給月額を受けていたもの
- 一七 平成十八年四月以後の特別職給与法別表第三の適用を受けていた者で同表三号俸又は四号俸の俸給月額を受けていたもの
- 一八 平成十八年四月以後の防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの
- 一九 平成十八年四月以後の防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者でその属する階級が二等陸佐、二等海佐又は二等空佐であつたもの
- 二〇 平成十八年四月以後の任期付研究員法第六条第一項の俸給表の適用を受けていた者で同表三号俸の俸給月額を受けていたもの
- 二一 平成十八年四月以後の任期付職員法第七条第一項の俸給表の適用を受けていた者で同表三号俸の俸給月額を受けていたもの
-
-

	<p>二二 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの</p>
<p>第八号 区分</p>	<p>一 平成十八年四月以後の一般職給与法の行政職俸給表 (一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの</p> <p>二 平成十八年四月以後の一般職給与法の行政職俸給表 (二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもののうち総務大臣の定めるもの</p> <p>三 平成十八年四月以後の一般職給与法の専門行政職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもののうち総務大臣の定めるもの</p> <p>四 平成十八年四月以後の一般職給与法の税務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの</p> <p>五 平成十八年四月以後の一般職給与法の公安職俸給表 (一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの</p> <p>六 平成十八年四月以後の一般職給与法の公安職俸給表 (二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの</p> <p>七 平成十八年四月以後の一般職給与法の海事職俸給表 (一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級</p>

であつたもの

八 平成十八年四月以後の一般職給与法の海事職俸給表
(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級
であつたものうち総務大臣の定めるもの

九 平成十八年四月以後の一般職給与法の教育職俸給表
(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級
であつたもの(第七号区分の項第七号に掲げる者を除
く。)

一〇 平成十八年四月以後の一般職給与法の教育職俸給
表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三
級であつたものうち総務大臣の定めるもの

一一 平成十八年四月以後の一般職給与法の研究職俸給
表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級
であつたもの

一二 平成十八年四月以後の一般職給与法の医療職俸給
表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二
級であつたものうち総務大臣の定めるもの

一三 平成十八年四月以後の一般職給与法の医療職俸給
表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五
級であつたものうち総務大臣の定めるもの

一四 平成十八年四月以後の一般職給与法の医療職俸給
表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五
級であつたもの

一五 平成十八年四月以後の一般職給与法の福祉職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたものうち総務大臣の定めるもの

一六 平成十八年四月以後の裁判官報酬法別表判事補の項の適用を受けていた者で同項九号の報酬月額を受けていたもの

一七 平成十八年四月以後の裁判官報酬法別表簡易裁判所判事の項の適用を受けていた者で同項十四号の報酬月額を受けていたもの

一八 平成十八年四月以後の検察官俸給法別表検事の項の適用を受けていた者で同項十七号の俸給月額を受けていたもの

一九 平成十八年四月以後の検察官俸給法別表副検事の項の適用を受けていた者で同項十二号の俸給月額を受けていたもの

二〇 平成十八年四月以後の防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたものうち総務大臣の定めるもの

二一 平成十八年四月以後の防衛庁給与法の自衛隊教官俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの

二二 平成十八年四月以後の防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者でその属する階級が三等陸佐

第九号	区分
<p>、三等海佐又は三等空佐であつたもの</p> <p>二三 平成十八年四月以後の任期付研究員法第六条第一項の俸給表の適用を受けていた者で同表二号俸の俸給月額を受けていたもの</p> <p>二四 平成十八年四月以後の任期付職員法第七条第一項の俸給表の適用を受けていた者で同表一号俸又は二号俸の俸給月額を受けていたもの</p> <p>二五 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの</p>	<p>一 平成十八年四月以後の一般職給与法の行政職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの</p> <p>二 平成十八年四月以後の一般職給与法の行政職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの(第八号区分の項第二号に掲げる者を除く。)</p> <p>三 平成十八年四月以後の一般職給与法の専門行政職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの(第八号区分の項第三号に掲げる者を除く。)</p> <p>四 平成十八年四月以後の一般職給与法の税務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級で</p>

あつたもの

五 平成十八年四月以後の一般職給与法の公安職俸給表
(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもののうち総務大臣の定めるもの又は五級であつたもの

六 平成十八年四月以後の一般職給与法の公安職俸給表
(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの

七 平成十八年四月以後の一般職給与法の海事職俸給表
(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの

八 平成十八年四月以後の一般職給与法の子職俸給表
(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの(第八号区分の項第八号に掲げる者を除く。)

九 平成十八年四月以後の一般職給与法の教育職俸給表
(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの

一〇 平成十八年四月以後の一般職給与法の教育職俸給表
(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの(第八号区分の項第一〇号に掲げる者を除く。)

一一 平成十八年四月以後の一般職給与法の研究職俸給

表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの

一二 平成十八年四月以後の一般職給与法の医療職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの(第八号区分の項第一二号に掲げる者を除く。)

一三 平成十八年四月以後の一般職給与法の医療職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの(第八号区分の項第一三号に掲げる者を除く。)

一四 平成十八年四月以後の一般職給与法の医療職俸給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの

一五 平成十八年四月以後の一般職給与法の福祉職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの(第八号区分の項第一五号に掲げる者を除く。)

一六 平成十八年四月以後の裁判官報酬法別表判事補の項の適用を受けていた者で同項十号の報酬月額を受けていたもの

一七 平成十八年四月以後の裁判官報酬法別表簡易裁判所判事の項の適用を受けていた者で同項十五号の報酬月額を受けていたもの

一八 平成十八年四月以後の検察官俸給法別表検事の項の適用を受けていた者で同項十八号の俸給月額を受けていたもの

一九 平成十八年四月以後の検察官俸給法別表副検事の項の適用を受けていた者で同項十三号の俸給月額を受けていたもの

二〇 平成十八年四月以後の特別職給与法別表第三の適用を受けていた者で同表二号俸の俸給月額を受けていたもの

二一 平成十八年四月以後の防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたもの（第八号区分の項第二〇号に掲げる者を除く。）のうち総務大臣の定めるもの

二二 平成十八年四月以後の防衛庁給与法の自衛隊教官俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたもののうち総務大臣の定めるもの

二三 平成十八年四月以後の防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者でその属する階級が一等陸尉、一等海尉又は一等空尉であつたもの

二四 平成十八年四月以後の任期付研究員法第六条第一項の俸給表の適用を受けていた者で同表一号俸の俸給月額を受けていたもの

二五 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の

第十号 区分	定めるもの
一 平成十八年四月以後の一般職給与法の行政職俸給表 (一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級 であったもの	一 平成十八年四月以後の一般職給与法の行政職俸給表 (一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級 であったもののうち総務大臣の定めるもの又は四級で あったもの
二 平成十八年四月以後の一般職給与法の行政職俸給表 (二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級 であったもののうち総務大臣の定めるもの又は四級で あったもの	三 平成十八年四月以後の一般職給与法の専門行政職俸 給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二 級であったもの
三 平成十八年四月以後の一般職給与法の専門行政職俸 給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二 級であったもの	四 平成十八年四月以後の一般職給与法の税務職俸給表 の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級で あったもの
四 平成十八年四月以後の一般職給与法の税務職俸給表 の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級で あったもの	五 平成十八年四月以後の一般職給与法の公安職俸給表 (一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級 であったもののうち総務大臣の定めるもの又は四級で あったもの（第九号区分の項第五号に掲げる者を除く 。）
五 平成十八年四月以後の一般職給与法の公安職俸給表 (二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級 であったもの	六 平成十八年四月以後の一般職給与法の公安職俸給表 (二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級 であったもの

七 平成十八年四月以後の一般職給与法の海事職俸給表
(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの

八 平成十八年四月以後の一般職給与法の海事職俸給表
(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級又は五級であつたもの

九 平成十八年四月以後の一般職給与法の教育職俸給表
(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたものうち総務大臣の定めるもの

一〇 平成十八年四月以後の一般職給与法の教育職俸給表
(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたものうち総務大臣の定めるもの

一一 平成十八年四月以後の一般職給与法の研究職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたものうち総務大臣の定めるもの

一二 平成十八年四月以後の一般職給与法の医療職俸給表
(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたものうち総務大臣の定めるもの

一三 平成十八年四月以後の一般職給与法の医療職俸給表
(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたものうち総務大臣の定めるもの又は三級若しくは四級であつたもの

一四 平成十八年四月以後の一般職給与法の医療職俸給

表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたものうち総務大臣の定めるもの又は三級であつたもの

一五 平成十八年四月以後の一般職給与法の福祉職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級又は三級であつたもの

一六 平成十八年四月以後の裁判官報酬法別表判事補の項の適用を受けていた者で同項十一号又は十二号の報酬月額を受けていたもの

一七 平成十八年四月以後の裁判官報酬法別表簡易裁判所判事の項の適用を受けていた者で同項十六号又は十七号の報酬月額を受けていたもの

一八 平成十八年四月以後の検察官俸給法別表検事の項の適用を受けていた者で同項十九号又は二十号の俸給月額を受けていたもの

一九 平成十八年四月以後の検察官俸給法別表副検事の項の適用を受けていた者で同項十四号から十六号までの俸給月額を受けていたもの

二〇 平成十八年四月以後の特別職給与法別表第三の適用を受けていた者で同表一号俸の俸給月額を受けていたもの

二一 平成十八年四月以後の防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級

<p>第十一号区分</p>	<p>が一級であつたもの（第八号区分の項第二〇号及び第九号区分の項第二一号に掲げる者を除く。）</p> <p>二二 平成十八年四月以後の防衛庁給与法の自衛隊教官俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたもの（第九号区分の項第二二号に掲げる者を除く。）のうち総務大臣の定めるもの</p> <p>二三 平成十八年四月以後の防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者でその属する階級が二等陸尉、二等海尉若しくは二等空尉、三等陸尉、三等海尉若しくは三等空尉、准陸尉、准海尉若しくは准空尉、陸曹長、海曹長若しくは空曹長又は一等陸曹、一等海曹若しくは一等空曹であつたもの</p> <p>二四 平成十八年四月以後の任期付研究員法第六条第二項の俸給表の適用を受けていた者</p> <p>二五 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの</p>
<p>第十一号区分</p>	<p>第一号区分から第十号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者</p>

備考

一 総務大臣は、第一号区分の項第九号、第二号区分の項第一二二号、第三号区分の項第一六号、第四号区分の項第一九号、第五

号区分の項第一八号、第六号区分の項第二二号、第七号区分の項第二二号、第八号区分の項第二五号、第九号区分の項第二五号及び第十号区分の項第二五号の規定による総務大臣の定めをしようとするときは、農林水産大臣、特定独立行政法人又は日本郵政公社の意見を聴くものとする。

二 平成十八年四月以後の防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者で退職の日に昇任したもの（公務上死亡した者又は公務上の傷病によりその職に堪えないで退職した者を除く。）は、その昇任前の階級に属していたものとみなす。

別表第二（第六条の四関係）

<p>平成八年四月一日から平成十年三月三十一日まで</p>	<p>一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成九年法律第一百十二号）第一条の規定による改正前の一般職給与法の指定職俸給表十一号俸の額に相当する額</p>
<p>平成十年四月一日から平成十四年十一月三十日まで</p>	<p>一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十四年法律第百六号）第一条の規定による改正前の一般職給与法の指定職俸給表十一号俸の額に相当する額</p>

別表第三（附則第二十項関係）

<p>平成十四年十二月一日から平成十五年十月三十一日まで</p>	<p>一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十五年法律第四十一号）第一条の規定による改正前の一般職給与法の指定職俸給表十一号俸の額に相当する額</p>
<p>平成十五年十一月一日から平成十七年十一月三十日まで</p>	<p>一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号。以下「平成十七年一般職給与法改正法」という。）第一条の規定による改正前の一般職給与法の指定職俸給表十一号俸の額に相当する額</p>
<p>平成十七年十二月一日から平成十八年三月三十一日まで</p>	<p>平成十七年一般職給与法改正法第二条の規定による改正前の一般職給与法の指定職俸給表十一号俸の額に相当する額</p>
<p>平成十八年四月一日から退職の日の前日まで</p>	<p>一般職給与法の指定職俸給表八号俸の額に相当する額</p>

別表

(略)	(略)

○ 国家公務員等退職手当暫定措置法施行令の一部を改正する政令（昭和三十四年政令第二百八号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">154 （略）</p> <p>5 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号。以下この項及び次項において「施行令」という。）第一条第一項各号に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項第二号に規定する勤務した日が引き続き六月を超えるに至つた場合（附則第三項の規定に該当する場合を除く。）には、当分の間、その者を同号の職員とみなして、施行令の規定を適用する。この場合において、その者に対する国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）<u>第二条の三及び第六条の五</u>の規定による退職手当の額は、<u>同法第二条の三から第六条の五</u>までの規定により計算した退職手当の額の百分の五十に相当する金額とする。</p> <p>6 及び 7 （略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">154 （略）</p> <p>5 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号。以下この項及び次項において「施行令」という。）第一条第一項各号に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項第二号に規定する勤務した日が引き続き六月を超えるに至つた場合（附則第三項の規定に該当する場合を除く。）には、当分の間、その者を同号の職員とみなして、施行令の規定を適用する。この場合において、その者に対する国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）<u>第三条から第五条</u>までの規定による退職手当の額は、<u>これらの規定</u>により計算した退職手当の額の百分の五十に相当する金額とする。</p> <p>6 及び 7 （略）</p>

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現

行

附 則		
1～11（略）		
前項の規定の適用	職員又は特定指定法人に	職員又は特定指定法人に
(略)	(略)	(略)
職員又は特定指定法人に	特定退職指定法人又は地	特定退職指定法人又は地
(略)	(略)	(略)

12 法律第三十号附則第九項、第十一項若しくは第十四項又は附則第五項から前項までの規定（以下「勤続期間に関する特例規定」という。）の適用を受ける者のうち次の表の上欄に掲げる者（同表のそれぞれの項に掲げる規定以外の勤続期間に関する特例規定の適用を受ける者を除く。）が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する法律第二条の三及び第六条の五の規定による退職手当の額については、法律第三十号附則第十二項及び附則第四項の規定を準用する。この場合において、法律第三十号附則第十二項第二号の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附 則		
1～11（略）		
附則第十一項の規	職員又は特定指定法人に	職員又は特定指定法人に
(略)	(略)	(略)
職員又は特定指定法人に	特定退職指定法人又は地	特定退職指定法人又は地
(略)	(略)	(略)

12 法律第三十号附則第九項、附則第十一項若しくは附則第十四項又はこの政令附則第五項から前項までの規定（以下「勤続期間に関する特例規定」という。）の適用を受ける者のうち次の表の上欄に掲げる者（同表のそれぞれの項に掲げる規定以外の勤続期間に関する特例規定の適用を受ける者を除く。）が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する法律第三条から第五条までの規定による退職手当の額については、法律第三十号附則第十二項及びこの政令附則第四項の規定を準用する。この場合において、法律第三十号附則第十二項第二号の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

を受ける者	使用される者としての引	方公社の業務に従事した
	き続いた在職期間内	期間内

13 法律第三十号附則第九項又は第十一項及び附則第五項又は第十一項の規定の適用を受ける者（他の勤続期間に関する特例規定の適用を受ける者を除く。）が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する法律第二条の三及び第六条の五の規定による退職手当の額は、法第二条の三から第六条の五まで、国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第六十四号。以下「法律第六十四号」という。）附則第三項及び法律第三十号附則第五項から第八項まで又は第十二項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額からその者が特定休職指定法人又は地方公社の業務に従事した期間内に支給を受けた退職手当（これに相当する給付を含む。以下この項において同じ。）の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき年五・五パーセントの利率で複利計算の方法により計算した利息に相当する金額を合計した額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧法及び法律第六十四号附則第三項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。

14 法律第三十号附則第十四項及び附則第五項又は第十一項の規定の適用を受ける者（他の勤続期間に関する特例規定の適用を受ける者を除く。）が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する法律第二条の三及

定の適用を受ける者	使用される者としての引	方公社の業務に従事した
	き続いた在職期間内	期間内

13 法律第三十号附則第九項又は附則第十一項及びこの政令附則第五項又は附則第十一項の規定の適用を受ける者（他の勤続期間に関する特例規定の適用を受ける者を除く。）が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する法律第三条から第五条までの規定による退職手当の額は、法律第三条から第六条まで、国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第六十四号。以下「法律第六十四号」という。）附則第三項、附則第四項又は附則第六項及び法律第三十号附則第五項から附則第八項まで又は附則第十二項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額からその者が特定休職指定法人又は地方公社の業務に従事した期間内に支給を受けた退職手当（これに相当する給付を含む。以下この項において同じ。）の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき年五・五パーセントの利率で複利計算の方法により計算した利息に相当する金額を合計した額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧法及び法律第六十四号附則第三項、附則第四項又は附則第六項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。

14 法律第三十号附則第十四項及びこの政令附則第五項又は附則第十一項の規定の適用を受ける者（他の勤続期間に関する特例規定の適用を受ける者を除く。）が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する法

び第六條の五の規定による退職手当の額は、法第二條の三から第六條の五まで、法律第六十四号附則第三項及び法律第三十号附則第五項から第八項まで又は第十五項の規定にかかわらず、同項（法律第六十四号附則第三項の規定の適用を受ける者で法律第三十号附則第五項から第七項までの規定に該当するものにあつては、法律第三十号附則第八項）の規定により計算した額からその者が特定休職指定法人又は地方公社の業務に従事した期間内に支給を受けた退職手当の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき年五・五パーセントの利率で複利計算の方法により計算した利息に相当する金額を合計した額を控除して得た額（その者につき旧法及び法律第六十四号附則第三項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。

15
〜 24
(略)

第三條から第五條までの規定による退職手当の額は、法第三條から第六條まで、法律第六十四号附則第三項、附則第四項又は附則第六項及び法律第三十号附則第五項から附則第八項まで又は附則第十五項の規定にかかわらず、同項（法律第六十四号附則第三項又は附則第四項の規定の適用を受ける者で法律第三十号附則第五項から附則第七項までの規定に該当するものにあつては、法律第三十号附則第八項）の規定により計算した額からその者が特定休職指定法人又は地方公社の業務に従事した期間内に支給を受けた退職手当の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき年五・五パーセントの利率で複利計算の方法により計算した利息に相当する金額を合計した額を控除して得た額（その者につき旧法及び法律第六十四号附則第三項、附則第四項又は附則第六項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。

15
〜 24
(略)

改 正 案	現 行
<p>（被服の無料貸与及び支給）</p> <p>第十七条 准陸尉以上の陸上自衛官、准海尉以上の海上自衛官又は准空尉以上の航空自衛官に対しては別表第七イに掲げる品目及び数量の被服を、陸曹長等、海曹長等又は空曹長等に対しては別表第七イ及びロに掲げる品目及び数量の被服を、学生に対しては別表第七ハに掲げる品目及び数量の被服をそれぞれ無料で貸与し、陸曹長等、海曹長等若しくは空曹長等又は学生に対しては別表第八に掲げる品目及び数量の被服をその任用の際及び任用後品目ごとに同表に定める期間を経過したときごとに支給する。訓練招集等に応じている予備自衛官等に対しては、予備自衛官にあつてはその属する陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の区分に従いそれぞれ陸曹長等、海曹長等又は空曹長等の例に準じ、即応予備自衛官及び予備自衛官補にあつては陸曹長等の例に準じてそれぞれ長官の定めるところにより、被服を無料で貸与することができる。</p> <p>2 前項の職員が同項の規定により貸与された被服の全部又は一部を亡失し、又は使用に堪えない程度に損傷した場合には、別表第七に掲げる被服の品目及び数量の範囲内で、亡失し、又は損傷した被服の品目及び数量と同一の品目及び数量の被服を再び無料で貸与することができる。陸曹長等、海曹長等若しくは空曹長等又は学生が公務の遂行による事故又</p>	<p>（被服の無料貸与及び支給）</p> <p>第十七条 准陸尉以上の陸上自衛官、准海尉以上の海上自衛官又は准空尉以上の航空自衛官に対しては別表第七イに掲げる品目及び数量の被服を、陸曹長等、海曹長等又は空曹長等に対しては別表第七イ及びロに掲げる品目及び数量の被服を、学生に対しては別表第七ハに掲げる品目及び数量の被服をそれぞれ無料で貸与し、陸曹長等、海曹長等若しくは空曹長等又は学生に対しては別表第七の二に掲げる品目及び数量の被服をその任用の際及び任用後品目ごとに同表に定める期間を経過したときごとに支給する。訓練招集等に応じている予備自衛官等に対しては、予備自衛官にあつてはその属する陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の区分に従いそれぞれ陸曹長等、海曹長等又は空曹長等の例に準じ、即応予備自衛官及び予備自衛官補にあつては陸曹長等の例に準じてそれぞれ長官の定めるところにより、被服を無料で貸与することができる。</p> <p>2 前項の職員が同項の規定により貸与された被服の全部又は一部を亡失し、又は使用に堪えない程度に損傷した場合には、別表第七に掲げる被服の品目及び数量の範囲内で、亡失し、又は損傷した被服の品目及び数量と同一の品目及び数量の被服を再び無料で貸与することができる。陸曹長等、海曹長等若しくは空曹長等又は学生が公務の遂行による事故又</p>

は天災事変による災害のため、同項の規定により支給された被服の全部又は一部を亡失し、又は使用に堪えない程度に損傷した場合には、別表第八に掲げる被服の品目及び数量の範囲内で、亡失し、又は損傷した被服の品目及び数量と同一の品目及び数量の被服を再び支給する。

3 長官又はその委任を受けた者は、伝染病の予防のため必要があると認めるときは、前二項の規定により第一項の職員に貸与し、又は支給した被服を棄却し、又は焼却することができる。この場合において、必要があると認めるときは、それぞれ別表第七又は別表第八に掲げる被服の品目及び数量の範囲内で、棄却し、又は焼却した被服の品目及び数量と同一の品目及び数量の被服を再び無料で貸与し、又は支給することができる。

4 8 (略)
(弁償義務等)

第十七条の二 (略)

2 (略)

3 陸曹長等、海曹長等若しくは空曹長等又は学生がそれぞれ陸曹長等、海曹長等若しくは空曹長等又は学生以外の者となつた場合には、それらの者は、前条第一項から第三項までの規定により支給を受けた被服でその支給を受けた日から起算して別表第八において品目ごとに定める期間内にあるものについて、その被服の代価として長官の定める額を国に払い込まなければならない。

4 (略)

は天災事変による災害のため、同項の規定により支給された被服の全部又は一部を亡失し、又は使用に堪えない程度に損傷した場合には、別表第七の二に掲げる被服の品目及び数量の範囲内で、亡失し、又は損傷した被服の品目及び数量と同一の品目及び数量の被服を再び支給する。

3 長官又はその委任を受けた者は、伝染病の予防のため必要があると認めるときは、前二項の規定により第一項の職員に貸与し、又は支給した被服を棄却し、又は焼却することができる。この場合において、必要があると認めるときは、それぞれ別表第七又は別表第七の二に掲げる被服の品目及び数量の範囲内で、棄却し、又は焼却した被服の品目及び数量と同一の品目及び数量の被服を再び無料で貸与し、又は支給することができる。

4 8 (略)
(弁償義務等)

第十七条の二 (略)

2 (略)

3 陸曹長等、海曹長等若しくは空曹長等又は学生がそれぞれ陸曹長等、海曹長等若しくは空曹長等又は学生以外の者となつた場合には、それらの者は、前条第一項から第三項までの規定により支給を受けた被服でその支給を受けた日から起算して別表第七の二において品目ごとに定める期間内にあるものについて、その被服の代価として長官の定める額を国に払い込まなければならない。

4 (略)

(定年退職の場合における退職手当の特例)

第二十五条の二 法第二十八条の二第二項に規定する政令で定める事由は、別表第九の上欄に掲げる階級において退職した自衛官がそれぞれ同表の下欄に掲げる年数を勤続したこととする。ただし、定年による退職の日に昇任した自衛官については、その昇任前の階級について定められている年数によるものとする。

(定年に達する日前一年内に退職した幹部自衛官に対する退職手当の特例)

第二十五条の三 幹部自衛官（陸上幹部自衛官、海上幹部自衛官及び航空幹部自衛官をいう。以下同じ。）の配置等の事務の都合により定年に達する日前一年内に退職した幹部自衛官（その退職の日に幹部自衛官となつた者を除く。）のうち、定年に達する日前六月内に退職した者にあつてはその退職した日の属する月の翌月からその定年に達する日の属する月までの月数を、その他の者にあつてはその退職した日の属する月の翌月からその定年に達する日の六月前の日の属する月までの月数を、それぞれその者の勤続期間に加えた期間が、別表第九においてその退職の日におけるその者の属する階級（その退職の日に昇任した者にあつては、その昇任前の階級とする。）ごとに定める年数に該当する者は、当該期間が二十五年未満の者にあつては国家公務員退職手当法第四条、二十五年以上の者にあつては同法第五条の規定の適用を受けるものとする。

2 退職の日に昇任したためその定年に変更があつた幹部自衛官でその者が昇任しなかつたと仮定した場合において前項の規定に該当するものについては、当該昇任前の階級におけるその者の定年に達する日を当該昇任後の階級におけるその者の定年に達する日とみなして同項の規定を適

(学生としての在職期間に係る退職手当の特例)

第二十五条の二 法第二十八条の二第四項第三号の政令で定める場合は、勤務官署の移転により退職した場合とする。

2 | 前条第十一項の規定は、法第二十八条の二第四項第一号に規定する傷病について準用する。

(長官の諮問する審議会等)

第二十五条の三 法第三十条に規定する審議会等で政令で定めるものは、防衛人事審議会とする。

別表第八 (第十七条、第十七条の二関係)

(略)

用する。

(学生としての在職期間に係る退職手当の特例)

第二十五条の四 法第二十八条の二第四項第三号の政令で定める場合は、勤務官署の移転により退職した場合とする。

2 | 法第二十八条の二第五項において準用する国家公務員退職手当法第七条第四項の政令で定める法人その他の団体については、国家公務員退職手当法施行令(昭和二十八年政令第二百五号)第六条の規定を準用する。この場合において、同条中「職員が国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第七十九条」とあるのは、「自衛官が自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第四十三条」と読み替えるものとする。

3 | 第二十五条第十一項の規定は、法第二十八条の二第四項第一号に規定する傷病について準用する。

(長官の諮問する審議会等)

第二十五条の五 法第三十条に規定する審議会等で政令で定めるものは、防衛人事審議会とする。

別表第七の二 (第十七条、第十七条の二関係)

(略)

別表第八 削除

別表第九 (第二十五条の二、第二十五条の三関係)

<table border="1"> <tr> <td>三等空曹</td> <td>三等海曹</td> <td>三等陸曹</td> <td>二等空曹</td> <td>二等海曹</td> <td>二等陸曹</td> <td>一等空曹</td> <td>一等海曹</td> <td>一等陸曹</td> <td>空曹長</td> <td>海曹長</td> <td>陸曹長</td> </tr> </table>	三等空曹	三等海曹	三等陸曹	二等空曹	二等海曹	二等陸曹	一等空曹	一等海曹	一等陸曹	空曹長	海曹長	陸曹長	<table border="1"> <tr> <td>准空尉</td> <td>准海尉</td> <td>准陸尉</td> <td>三等空尉</td> <td>三等海尉</td> <td>三等陸尉</td> <td>二等空尉</td> </tr> </table>	准空尉	准海尉	准陸尉	三等空尉	三等海尉	三等陸尉	二等空尉
三等空曹	三等海曹	三等陸曹	二等空曹	二等海曹	二等陸曹	一等空曹	一等海曹	一等陸曹	空曹長	海曹長	陸曹長									
准空尉	准海尉	准陸尉	三等空尉	三等海尉	三等陸尉	二等空尉														
	<table border="1"> <tr> <td>十五年以上 二十五年未滿</td> </tr> </table>	十五年以上 二十五年未滿																		
十五年以上 二十五年未滿																				

改 正 案	現 行
<p>（派遣職員の給与等） 第十八条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 派遣職員に対する次に掲げる規定（指定公共機関からの派遣職員にあつては、第六号及び第七号に掲げる規定）の適用については、派遣を受けた都道府県又は市町村の職員としての勤務を国又は指定公共機関の職員としての勤務とみなす。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第二条第一項、<u>第六条の四第一項</u>及び第七条第四項</p> <p>七（略）</p> <p>4～8（略）</p>	<p>（派遣職員の給与等） 第十八条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 派遣職員に対する次に掲げる規定（指定公共機関からの派遣職員にあつては、第六号及び第七号に掲げる規定）の適用については、派遣を受けた都道府県又は市町村の職員としての勤務を国又は指定公共機関の職員としての勤務とみなす。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第二条第一項及び第七条第四項</p> <p>七（略）</p> <p>4～8（略）</p>

○ 沖縄の復帰に伴う国家公務員退職手当法の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第七十六号）（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第二条 略</p> <p>2 切替職員のうち昭和二十年八月十五日において改正前の特別措置法第二条第一号に規定する南西諸島にあつた気象官署に所属していた職員（以下「元気象官署職員」という。）で、元気象官署職員の退職の日以後百二十日を経過する日までの期間（特別の事情がある場合には、総務大臣が定める期間）内に琉球諸島民政府職員となつたもの（元気象官署職員を退職する際に<u>国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十五号）</u>による改正前の退職手当法第四条（二十五年以上勤続して退職した者のうちその者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。）又は第五条の規定による退職手当に相当する給付を受けた者を除く。）については、元気象官署職員として引き続き在職した期間は、その者の琉球諸島民政府職員としての在職期間に引き続くものとみなす。</p> <p>3～11 （略）</p> <p>第五条 第二条第四項に規定する者が退職した場合におけるその者に対する退職手当の額が、第一号及び第二号に掲げる額の合計額（その額が俸給月額に六十を乗じて得た額を超えるときは、その乗じて得た額）に達しないときは、退職手当法<u>第二条の三条から第六条の五まで</u>、国家公務</p>	<p>第二条 略</p> <p>2 切替職員のうち昭和二十年八月十五日において改正前の特別措置法第二条第一号に規定する南西諸島にあつた気象官署に所属していた職員（以下「元気象官署職員」という。）で、元気象官署職員の退職の日以後百二十日を経過する日までの期間（特別の事情がある場合には、総務大臣が定める期間）内に琉球諸島民政府職員となつたもの（元気象官署職員を退職する際に<u>退職手当法第四条（二十五年以上勤続して退職した者のうちその者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。）</u>又は第五条の規定による退職手当に相当する給付を受けた者を除く。）については、元気象官署職員として引き続き在職した期間は、その者の琉球諸島民政府職員としての在職期間に引き続くものとみなす。</p> <p>3～11 （略）</p> <p>第五条 第二条第四項に規定する者が退職した場合におけるその者に対する退職手当の額が、第一号及び第二号に掲げる額の合計額（その額が俸給月額に六十を乗じて得た額を超えるときは、その乗じて得た額）に達しないときは、退職手当法<u>第三条から第五条の二まで</u>、国家公務員等退</p>

員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第百六十四号）附則第三項、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三十号）附則第五項から第八項まで、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十二号）附則第四項及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十五号）附則第三条から第六条までの規定にかかわらず、当分の間、当該合計額をもつてその者の退職手当の額とする。

2
（略）

一及び二（略）

職手当暫定措置法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第百六十四号）附則第三項及び国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三十号）附則第五項から第八項までの規定にかかわらず、当分の間、当該合計額をもつてその者の退職手当の額とする。

2
（略）

一及び二（略）